

## 第二節 行政の変遷

### 1 廃藩置県へ

#### 余燼の 中から

戦争は生産活動を停止し、消費が増大する。従って終結になれば物資需給の不均衡が暴露して、またまた生活を破壊する不安が続く。戊辰の冬は薄雪とあり〔渡野村文書「御願書留帳」御〕、珍らしく雪が少なかった。

ところが六月になると雨が多く、青芋は腐れる程であった。冷涼の夏の日が続き、稲作は勿論不作となった。冷害では、山村ほど被害が大きい。

#### 以書付奉願上候事

(前略) 極難者共老人一日之働ニ稍米五合価位ひ不被申候得ハ、壮年成者精働其身其日食料斗、外無御座候へハ、老幼之飯糧何程、粮材唐茄子(南瓜) 紀州芋(馬鈴薯) 畑芋ハ上品物ニ而、其他艾、蒲苞(ぶどう)之葉、山午房之葉之類、粥粮ニ相用候得而も、老幼妻子之養ひ行届者(後略)〔滝野村文書「御願書留帳」御〕

一日の労賃で米五合とは、米価の異常高騰のためである。同村の「念仏講帳」〔第五章第四節第八項〕にはこの前後、窮迫した状態の中での講は休止したものがらしく、購入物品の記録を欠いている。慶応二年(一八六六)では一升一九九文であるから、一俵九貫文程度、それが戊辰では二倍以上の二〇貫文〔『米澤市史』〕にもなったのである。当時、金銭貨交換の両替相場は第3表の通りであるから、如何に物価の高騰、不足が甚しいものであったかが窺える。村々では窮状を訴えて領

主米の払下げを願ったところ、二五俵は滝野・萩野・中山・大瀬の四ヶ村、二〇俵の佐野原・下山・菖蒲三ヶ村、三

第3表 維新当時両替値段(深山区有文書)

金 両	替 銭	日 時
1 両	6×400文	慶応2年
〃 〃	7、600〃	〃 3年
〃 〃	8、000〃	〃 4年3月13日～
〃 〃	8、400〃	〃 3月25日～
〃 〃	9、000〃	〃 閏4月6日～
〃 〃	10、400〃	〃 9月22日～
〃 〃	9、600〃	明治2年3月16日～
〃 〃	8、100〃	〃 3月29日～
〃 〃	10、000〃	〃 9月29日～

五俵が馬場・石那田二ヶ村で、一俵価は四両であるから銭の四〇貫文であった〔滝野村〕。滝野村では富農たちの施米があっても、一戸当たりによれば三〇五升ほどであるから、生き抜くための苦しさは思うに余るものがある。以上は明治二年になってからであるが、戦争中から食塩欠乏対策があり、十一月には「諸事古今未曾有之高直一統迷惑」、しかも四隣からの入荷が望めず、織木綿・古手物・繰綿の類の領外放出も厳禁したのである。

天下一般銭相場金壹両二付、拾貫文二相成候間此旨相達候事

七月

大 政 官

〔滝野村文書〕

に而、人心動揺」が続いていた。軍用夫の方も散発的であるが、会津への徴発もあつた。

覚

右者振勇隊江被召加申処、来巳年分正月より七月迄之御扶持御借越仕申二付、若万一病死御免に有之候節ハ、我々共引受御返納為仕可申候、為後日一札仍而如件

〔新地元組文書〕

山口村 中川 今朝五郎  
大 嶋 源 弥

辰（明治元年）の十二月とある、山口村の長百姓・欠代、肝煎連署のものであるが、振勇隊は維新戦争の越後出陣では、高津兵三郎の指揮になっており、この時も編成が残っていたものである。軍用夫の方は、東京御守衛の交替というので、馬場・萩野・滝野が各一人、十王二人の割り当てが来たのは、十月の末である。この時の模様を示すが、次の資料である。

右之通江戸登夫方

六両正金渡し

助 左 エ 門

一 耆人

十月廿五日<sup>占</sup>

三月迄

六百文壹日ニ付手取

四月朔日<sup>占</sup>一日ニ八百匁ツ、ニシテ

但シ道中懸リ泊リハ村方ヨリ（下略）  
〔滝野村文書〕

四月からの給与が高いのは、農繁期を意味するものであろう。

「今般諸国大小神社ニオイテ、神仏混交ノ儀ハ御廃止ニ相成ニ付」の、維新政府布達が少し遅れて、明治二年六月に本庄大和の名で触れ出された。新政府の宗教政策は、以前からの尊王攘夷・王政復古から発展して、キリスト教は徳川幕府の方針を再確任、そして厳禁し、又、仏教も対象としたのである。仏教は伝来から久しいため、早くから神道と習合し、八幡大菩薩の祭祀などでは、僧侶の方が主祭にもなっていた。早急に縁起書・由緒書を差し出させ、仏像を神体とするところ、また梵鐘や鰐口、仏具を備える神社は取り除く事であった。この方針は全国的に大きな波紋を起し、羽黒山の場合三〇ヶ寺のうち二六ヶ寺の廃棄ともなった。長井市の成田では、村鎮守の大薬師木像が路傍に捨てられたが、心ある村人たちの手で、暫らく一小堂の中にあつた。が、以前の鎮守に対する非礼と、そこから生れ

る不安があつた。さきに、薬師像を引出して捨てた山伏が、今度は斧を振りあげて割って薪に作り、それを焚いて風呂を沸かした。風呂桶を金箔にかがやく蓮台に載せ、薬師湯であるからと附近の人を招いたけれども、風呂を浴びようとした者はなかつたと云う〔『遍照寺史』〕。当地方では行き過ぎの無暴な行為は、伝えとしてない。荒砥八幡の本尊の弥陀薬師観音像は、別当であつた称名寺に保管され、鰐口は関寺観音堂に移されている。なお山伏（修験宗）と普化宗も廃止されたが、キリスト教厳禁は明治六年になつて、諸外国からの批判により撤回されている。

武力抗争によつて獲得した明治の新政権が、最初必要に迫られた課題は、一部の分権が認められていた大名領制を、一時も早く解体して権力の中央集権化と、天皇権力の確立のために、軍事力も財力も手中に収める事であつた。明治元年藩治の職制を全国一律にし、執政・参政そのほかをして藩主を補佐する事にし、以前の家老、奉行などを廃した。徳川幕府の下での大名領には、公称として藩という呼び名はなかつたけれども、今度初めて米沢藩と呼ばれることになる。前領主は藩の知事になり、職制も人材の登用を目的としたから、旧来の家格は権威を失なつてしまふ。従つて複雑な家格身分は一掃されて、士族・卒族だけとし、俸禄も大・中・小程度に決定される。当時の藩庁の主脳陣は、

知 藩 事	上 杉 茂 憲
大 参 事	毛 利 安 積
権 大 参 事	新 保 新
同	木 滑 痴 翁
同	大 滝 新 蔵
小 参 事	庄 田 総 五 郎

小参事は外に五名あり、次に権少参事小林三郎以下筆生まで三七〇人であつた〔『米沢市史』〕。職制内容が前記と違つてい

るのは、全国一律ではなかったものと思われる。藩士の俸禄は侍組で年間米四〇俵、それより順次下へ二〇俵（上士）、一四俵、一二俵（下士）、九俵とし、最も少ないのは足輕組の七俵であり、藩庁主脳陣の顔触れと云い俸禄制の変わり方と云い、これはまさしく維新であり、御一新であった。

以上は二年六月に、全国の大名達が版籍を天皇に返還した結果、新政府がただちに断行した施政である。版（領土）籍（人民）を返還する案は、薩・長・土・肥が二年四月に、四藩主連名の建白書を出した事から始まる。尤も、この以前に姫路藩主酒井家からの建議があつたが、受理されなかつた。徳川親藩の酒井家に先を越されては、薩長出身の政府主脳が、主導権を奪われる事の懸念から出たものとされている。版籍の返還は天皇「聴許」の形式がとられ、今迄の大名領主は藩知事としての任命となり、中央政府の行政官と云う性格で、家臣も政府の官吏である。藩の成立は大きな大名領はともかく、小大名領があり、又、大名領の飛地・募領などで、数ヶ村ずつ入り組むなどの錯綜があり、旧領を認めた不徹底さがここに矛盾と不便を大きく表面化する。

廃藩置県の課題は、焦眉の問題となる。然し、これ以上に旧制度を破壊するには準備が必要である。まず政権を少数実力者で占めること、薩長土三藩から天皇の親兵一万を徵募して、公卿出身の三条実美、岩倉具視らを要路から排除したのもそのためである。

廃藩置県が詔書として出されたのは、明治四年（一八七一）七月十四日である。同時に藩の名称はそのままに県と変わり、当地方は米沢県となった。又、針生村は松山県に属している。各藩知事はすべて東京府属となり、秋から東京に在住するため、旧領主上杉茂憲が米沢を離れて東京に去るのは、八月九日であった。

## 暮 朝

## 改 令

維新戦争が終つた年の十二月、上杉の当主は廃されて、茂憲が跡を継ぎ四万石の所領を取上げられた。そこは下長井西通りから小国地方であつたけれども、後に高畠地方と交換になつている。東北

地方は古くから陸奥と出羽の二国に、大きく分けられていたのを陸奥を五分し、出羽は羽前と羽後の二つに分けられる。

明治二年、西南の薩摩・肥前・土佐・長門の諸侯が、土地・人民ともに天皇に奉還しており、去年江戸を東京と改称していたが、そこへ新政府を移した。五月には幕軍最後の抵抗であった五稜郭も落ちて、戊辰戦争は事実上の終結をみることになる。領主上杉も先進諸侯に倣って領土を返還したのが、同年六月七日であった。上杉家が米沢地方を領してから、十三代二七二年間の長期にわたるものである。同時に新政府から旧領を米・沢・藩として、旧領主は知藩事に任命されている。新生の藩政組織は、知藩事の下に大参事以下の職員を置き、民政局には山林・司穀・農馬・土税・雑税・開地・蚕桑の各局があつて、その長は執事である。組織の全容は、三七〇人であった。この要員は、上杉家中の一五パーセント以下であるから、一般武士達の存在意義、価値が薄れ、給与は上層の者の年給米四〇俵から、足輕の七俵の六段階となり、上下の差が大巾に縮少される。やはり明治の維新は、変革であつたことを証明している。

米沢藩庁の組織があつたのは、二年六月から明治四年七月までの二六ヶ月の間であつた。この間に中央新政府の新しい政策が次々に出されて、いよいよ近代への前進となる。三年九月、平民に姓を許すことになり、同時に服装の差別も撤廃となり、乗馬も許可になる。これらの新法律は、この地方の祖先たちにとっては、すべて天から降つて来たようなものであつた。自らが要求し、自らの力で獲得した権利ではなく、ほかから与えられた権利だったのである。その心境は、次の資料にも表現されている。

乍恐以書付奉願上候事

此度我々共村方可被召上旨、天朝より被仰出候ニ付、重き御嘆願被仰上候由難有奉存候、式百余年御恩沢ニ奉浴、百姓相統罷有候処、今更天料或ハ御他領ニ罷成候而者何と仕可申哉、質素之御風儀御手厚之御世話、余国ニ又と可有之様も無御座、

殊更数代奉馴染候家を離れ、底意も不存他人之支配ニ罷成事、養ひ在申父を失ふよりもかなしく、まましき母を迎ふるよりもおそろしく、天を仰き地ニ伏し、神仏に祈り祈念仕、小前々々女子供ニ至ル迄平業も手に不附、日夜此事而已案事罷在候儀、誠以恐入奉存候得共、何卒猶此上も御願立被成下、何凶迄永く御領地ニ相成候様ニ被成下度奉存候、右之趣宜御執成被成下、偏ニ奉願上候、以上

明治二年正月

高玉村より下拾式ヶ村

長 百 姓  
欠 代  
肝 煎

〔植木家  
文書〕

御代官所

この時期は、所領に内四万石を召し上げられた直後であるから、敗戦に伴なう虚脱感と、明日への不安感が漲みなぎっていた時のものである。三世紀に及ぶ上杉家の統治に馴れているだけに、「御恩沢に浴し奉り、質素の御風儀で手厚いお世話、又とこれ有るべきや」の表現は、誇張の少ない自然なものもあつた。まして長百姓以上は、苗字免許以上の特権保持者であるだけに、維新政府の改革には、精神的動揺そして、不安が、より大きなものとなって存在したと考えられる。明治四年七月十四日に米沢藩庁は廃され、米沢県になった。この時の組織は、藩庁時のものを踏襲した形であつたらう。これも束の間、十一月二日には置賜県と改められ、今度は中央政府から派遣された他県出身者が官吏であつた。当時中央政府は四月、薩長士から一万人の親兵を徴集するなど、すでに新政の基礎が確立していた。上杉氏はこれを機として、東京に移ってしまう。

上杉藩庁時代、米沢県時代のもので残る地方文書は極めて少ない。朝令暮改の中では廃棄も散逸も多くあつたが、戦後の復興に藩庁も県も、又、住民たちも、揺れ動く激動の中で生業に専念する姿を見ることが出来る。

其村々此度桑植立ニ付、苗木手配願出候間、山口村<sup>江</sup>出勤取しらへさせ置候間、植木右内方<sup>江</sup>村役之内其村々本数ニ応し、牛馬人足等召連、来ル三日頃迄代錢持参上中下勝手次第買上可申候、此段申達候、以上

九月晦日

小森

清左エ門

〔滝野村  
文書〕

二年の記録である。差出人は藩庁の吏員と思われるが、当時海外に販路が開けていた養蚕業に、兎も角官民一緒になつて、積極的に専念している姿勢が窺える。

維新政府の朝令暮改は、無定見からのものではなく、先進諸外国に追いつこうとした努力と、あせりの結果による現象と見ることが出来る。

## 2 置 賜 県

明治維新の終末を求める場合、学界に於いていろいろな説がある。又、起点さえも天保あたり迄溯るもの、終点時は明治憲法の成立までとするものもある。一般的に云えば、討幕運動が最も盛んである慶応四年から、廢藩置県の明治四年までを指している。その以後は、いよいよ近代となる。

政治の変革期は、特に地方資料が多く残るのが普通であろうが、維新时期は少なからずこの傾向と異なり、自治体の基本台帳、またそれに随伴するものはあつても、次々に出される布達の留書、また覚書も極めて少なく、時代変革についての反応などになると、全くといつてもよい程ない。当時の文書が現存しないのは、改廢の激變のため、放棄と散逸の甚しさを示すものである。

米沢藩庁が置かれて二六ヶ月目、明治四年（一八七一）七月十四日、置賜県が誕生した。県令そのほかの高級官吏



は、ほとんど中央政府から任命派遣の他県人であった。幕藩制以来の癒着権力を、地方から切断するため、新政府の力強い方針であった。最初の県令は本田親雄、権令新庄厚信で、次期県令高崎友愛となっている。

### 戸籍法の 区制

同年四月の大政官布告は、全国の戸数・人口・生産の動向を、明確に把握する必要に迫られ、まず戸籍法の制定を始めた。数ヶ村をまとめて区をつくり、区毎に区戸長を置き、その下に副戸長を置くものである。戸長・副戸長の選任方法は、地方の適宜で実情に合った方法を許した。これは戸籍法の事であるから、一般の行政事務は旧来の村単位に行われたが、村役名の肝煎以下を廃し、里正・小里正となるのは、明治五年（一八七二）からと伝えられる。

### 嘆願書

此度御一新に付て、浅立村へ小里正仰付けられ、拙者共村方、右同村へ合村仰せ付けられ候条、委曲畏り奉り、其段戸々へ通達に相及び候処、一村挙げて歎願の趣意は、元畔藤村の内野府御切開きにて数百年來、広野村の村号を給わり永続まかり在り候へば、一村切仕来りも数多これあり、合村の儀は実に迷惑の廉これあり申二付き、無給にていささかも苦しからず候間、小里正の名号給わり、無事に永続仕り度き段申し出て、拙者共も同氣相求め、とくと示談に相及び、歎願奉り候条、何卒御慈悲の御沙汰をもつて、至急御下知なし下され度、歎願奉り候 以上

明治五年三月

第二十二区広野村

(下略)

旧制の村役五人連署のもので、宛先は「置賜県御役所」であり、第二二区戸長の添書をもつて提出されている。結果は「願之趣御承届候事」となっている〔「東根村郷土史」〕。これと同時期で、内容の近似する文書の発見はなく、二二区の範囲は何ヶ村であるのか不明である。戸長は、荒砥の船山清四郎とある。ほかに小里正と見えるは、鮎貝村宮城喜右工門、畔藤村紺野六郎兵衛があり、共に同時期の記録である。なお広野村はその後、「浅立村外三ヶ村」（広野・小山沢・森）

の、組合村を作った〔東根村郷土史〕としてあるが、継続された期間は不明である。



第3図：里正役所標札  
(紺野貞郎氏蔵)

里正、戸長などの執務心得（抄）  
里正

里中の撫育を掌るものなれば、其支配する所の臣民懇篤に取扱ひ聊か如此あるべからず、従前は上下等級嚴然たるを以て、明地権力を以て下を統御するの風習免かれず、御維新以来下情の上通する様にと難有御趣意なれば、其辺篤と相弁い、決して下情壅蔽なき様に注意すべし

- 一、租税、雑税を総括し小里正と商議し、一同取纏め租税課に相納むべし
- 一、従前征稅方修繕方にて收取する所の新古店役、雑税共、其区々の月末毎に取調納むべし
- 一、従前征稅方にて收取する所の出入役は、官員立合里正を以て取立しむ、但月末に上納すべし
- 一、給料は一ヶ年百円月割を以て給与す

小里正

- 一、区内に就て分割する所の租税、雑税の事を担当し、收納期限を誤らず悉く取立て里正に差送るべし
- 一、諫事摠て里正を補翼し、下を扱うに懇々世話すべし

戸長

- 一、戸長の事は別紙御布告に基き遺漏疎略なき様取扱うべし
- 一、周年七拾兩月割を以て是を給す

里正兼戸長

- 一、里正の掌る所と戸長の職務とを兼務すべし
  - 一、周年百式拾両月割を以て是を給与す
  - 一、筆墨紙諸費取調之義は、里正事務に関する費用と、戸長事務に關すると判然分別し、簿冊二通を設け置き、夫々取調べし、  
序に差出す振合全前
- 副戸長、戸籍の事を掌り戸長を補翼し、遺漏疎略なき様取扱うべき事  
小里正副戸長、職務之儀は小里正、副戸長に同じ、周年八拾両月割を以て是を給与す

〔『山形県市町  
村合併誌』〕

同書に、当時村山郡の第一区から第五区までの中に編入された村々をあげてみると、一区の組織は四ヶ村から八ヶ村で、一〇ヶ村以上の所もある。広野村記録の二二区の範囲は、荒砥を中心としたものと考えらるが、蚕桑・鮎貝方面は何区に属していたかわからない。村山地方は複雑を極めていて、明治四年八月、二大区に分ち、その後一区内を分け、或いは新区を設けたりしたが、五年正月、上山・新庄・松嶺の旧藩領も合併した時、東五百川地方四二ヶ村は新置の区にしたとあり、針生村はその中であつた。同年九月、

兼て太政官御布告本年四月十日の旨も有之に付旧来一村の内私の分界を立来り租税帳に關係無之分は各村の情願に任せて  
合併を許し其佗小村は各自組合を立てしむる事左の如し

〔前掲  
書〕

とあつて、村山地方のほか置賜地方の旧幕領地、高畠附近に六件ほどがあるから、前記の小山沢・広野・浅立・森の組合村は、この当時のものと考えられる。

大区と  
小区

戸籍法による区制は、一瞬とも云うべき短かい期間であつた。明治五年四月九日付けの太政官布告によつて、廃止されたのである。そして従来からの遺制である村役の名称は廃止され、同年十月の大蔵省達し第一四六号によつて、新しく大区・小区制が明らかにされ、前制の戸長・副戸長は今迄の戸籍事務のほか、一般地方行政事務も含む遂行責任者になつた。戸籍区時代の、里正職務を兼ねる存在となつたのである。この時

第4表 置賜県区戸長其他給料(明治6年)

金額	事由
一金 二四円	区长四人月給拾六円六ヶ月分 老人六十円ツツニシテ如上
一金 一〇八円	区长代理二人月給九月六ヶ月分 老人五十四円ツツニシテ如上
一金 一五三円	戸長廿四人月給八円六ヶ月分 老人四十八円ツツニシテ如上
一金 一四四円	戸長代四人月給六円六ヶ月分 老人三十六円ツツニシテ如上
一金 一五〇円	副戸長四百二十人月給老円廿五銭ツツ 六ヶ月分老人七円五銭ツツニシテ如上
一金 四〇八円	区长戸長附書記方三十四人月給二円ツツ 六ヶ月分十二円ツツニシテ如上
一金 一三六円	右同断小走三十四人年給八円ツツ 六ヶ月分老人四円ツツニシテ如上
合計	五千三百三十八円(滝野村文書)

置賜県は、六大区二八小区に分けられ、区割りは米沢地方を第一大区として、白川の高峯以北を第五大区とし、当地の村々はその中に編入されていた。小区も南部からはじまって、高玉村以北が小四区、浅立村以北が小五区で、大区長は田辺藤右エ門(添川)、小四区々長宮城喜右エ門(鮎貝)、小五区长船山清四郎(石那田)である。この大小区制によると村の呼称は、置賜県第五大区小四区高玉村と言われる事になる。この時針生村は、当時の山形県の何区に編入されたものか明らかにされなかった。この第一期大小区制の中で、村々に副戸長が置かれたが、その補佐役である旧来の欠代・長百姓に代わるものがあつたか不明であるが、資料に見える組頭がそれであろうと考えられる。

従来、村高二、〇〇〇石附近からの村は、二分にも三分にもして便宜上分村していたが、この場合直ちに合村した所もある。小四区内の高玉村・田尻村・山口村がそうである。然し小五区の畔藤村は八年十一月の記録に、杉沢と小山沢とに副戸長がおり、十王村では六年に南と北に副戸長のいたことが明らかである。いずれ改革期のことであるから、例外が普通より多かつたものと考えるのが至当である。

当時小区に設けられた役場の、戸長以下の吏員職制などを伝える資料はない。置賜県「区长・戸長附書記方三十四人」とあつても(第4表)、一小区一人の割となるだけである。会議には、管轄下の副戸長が参加した事は疑いない。第4表は明治六年のものであるが、これによって少しは大区小区時代の一端を、窺うことができるものである。賦課方法は、半

第 5 表 明治七年滝野村民費予算(滝野村文書)

項 目	金 額
道路堤防橋梁修繕費	5円30銭
御布告并布達類入費	14、25
諸達事ニ付調費	0、25
区戸長以下給料	14、00
県郷村社営繕費	15、00
祭典并遙拝式費	7、50
祠官祠掌給料	1、50
貢米金取集納済迄諸費共其外諸費	18、25
山林調費	3、75
里程調費	0、25
地券調費	103、15
戸籍調費	2、50
徴兵調費	1、00
学校費	6、00
道路掃除費	7、50
水防費	3、10
消防費	2、50
番人給料并諸費	15、57、3
掲示場修繕費	1、06
郡村境界費	21、30
便所建設費	7、25

分は戸に対し一一銭三厘一毛三、地券金(地価金)一円に付き、八毛八一二と云う数字であり、人件費のほかに活版費の四四五円二銭もあつて、置賜県総戸数二二、九四一で割ると、一銭九厘三毛九八四五である。以上は半年分であるが。次に滝野村の明治七年の予算書から、当時を窺つてみる(第5表)。

予算書は村の副戸長代理が、小五区の「御戸長会議所」に届けたものの控である。資料本文は予算額のない項目がいくつかあり、県庁及び倉庫等営繕費・懲役場内獄舎営繕費・教院費・病院費・活版費・地租改正費などである。人民溜費とあるのは、県庁か区務所の住民の溜り場(控え所)でも指すものであろう。予算書の形式は前近代的であり金額は現在の感覚とは大差がある。これは当時の米一俵価一円六〇銭を、念頭に入れて見る必要がある。内容は当時の世情を如実に写し出しており、最も大きい額の地券調費は、地租改正についての必要経費である。祭典并遙拝費・祠官祠掌給料は、神道を国家教とする政府の強要の結果で、遙拝とは天皇の住む東京の方へ向つて、学校の児童らに敬礼させた後の祝賀のための費用であつたものか、予算割合からみて大きい金額である。この予算は民費と云われているが、賦課方法は記入されていなくとも、県費と同様であろう。

山 形 県

今般置賜県被廢、山形県へ合併ニ付、今廿九日土地人民受取、旧県庁江仮出張所被設諸願伺届等所ニ於テ受理せしめ候、区内町村江其段通告ニ可致、此旨相達候事

明治九年八月式拾

山形県米沢仮出張所

〔滝野村  
文書〕

廃藩置県後いろいろな変化曲節もあったが、中心の山形県に、置賜・酒田などの小県が合併されたのである。これについての最初の通達、「置賜県相被廃山形県合併候条、土地人民同県ニ引渡可申旨、右大臣岩倉殿方御達」が、戸長に届いたのは、八月二十六日である〔前掲文書〕。戸長は各村に対して「村々戸々彼是悪説等無之」ようにとの、指導を申し添えている。初代県令は、鹿兒島県人の三島通庸である。

置賜県

第五大区々長

各小区戸長

副大小区事務従前之通取扱可申此旨相達候事

これは翌八月三十日、県令代理権参事河野通倫から来ており、末端村の機構に変化はなかったようである。大小区の方は県の拡大に伴い、当地方は第九大区となり、川西諸村は十二小区に、川東諸村が十三小区に変わっている。大区の範囲は従前通りで、区長が明らかでないが、後の資料によれば、区務所は宮村にあったことは分る。翌十年、十三小区に区長の交替があり、戸長中里盛広、副戸長西海枝政広・船山定四郎となっている〔荒紙町誌〕。中里戸長は、他所から派遣された人と思われる。当時、針生村は第二大区小三区に編入されていた。

山形県の拡大された規模は、その後一度の変更もなく今日まで続いているが、県令が知事と変わっている。然し内容に多くの変遷があり、郡区町村編成法によって、大小区制を廃止し置賜地方を、東・西・南の三郡に分けたのは、明治十一年（一八七八）十一月一日からである。郡には官選の郡長が来任し、県の監督下に郡会が存在したが、郡政は

大正十二年まで続いて廃止になる。

推 村 政 移 の

末端の機構である村政の推移は、上部の県とは軌を同じくしたものでない。明治五年から改革され  
たことは明確であるけれども、資料による解明が不可能なものもある。各村首長の肝煎は副戸長と  
変り、戸籍区は廃止になっても、今度は行政区として生れ変り、県・区・村の三段階が、地方行政の組織と成った。  
この後村役人の職名には副戸長、小里正が重複している村もあり、特殊な事情を許したとみられる節がある。

明治七年ヨリ副戸長ノ代理として事務を取扱、全八年四月置賜県庁より副戸長を拝命、判任官準等外三等候事、右勤務中  
名称変りたる事四度、里正、村用係、差配人、戸長（下略）

第 6 表 第九大区十二小区選挙上申（鮎貝村文書）

村 名	里正員数	年給	保正員数	年給
鮎 貝	2	48円	2	24円
田 尻	1	＃	1	18
横 越	1	＃	1	＃
高 玉	2	56	2	24
山 口	2	＃	2	24
深 山	1	48	1	12
黒 山	1	＃	1	12
栃 窪	1	＃	1	＃
箕和田、高岡	2	48	2	24

これは滝野村安達五郎右エ門の、明治四十三年十月の手記である〔町教育委員  
会保管文書〕。実  
際勤務した者の書いたもので、疑問の余地のないものと考えられるけれども、十王  
村の多くの記録は、副戸長は明治七年までが多く、八年からは小里正となり、十  
一年に差配人が見え、補佐役である保正の名も見える。十二年からは戸長である。十  
一年の里正は石那田村の坂乾一郎であるから、里正の管轄は数村であったと考えら  
れる。当時の行政組織の改変が瀕繁であり、地域による違いもあるらしく、『山形  
県市町村合併誌』によっても、理解できないものがあり、浅立村外の組合村の場合  
里正は副戸長の下僚とも思われる〔『東根村郷土  
史』二七六頁〕。  
第 6 表は十二小区一〇ヶ村の里正と、保正の員数及び、年給をみたものである。  
勿論十年の記録になっている。この年になると、人民総代人の名が見える。これは

里正・保正が村の執行機関とすれば、決議機関の萌芽と判断できよう。然し、各村に置かれた員数は明らかでない。

乙第五十四号

府県

戸長は其町村人民に於いて可成公撰せしめ、必府知事県令より辞令相渡すべし、此旨相達候事  
但し辞令書授附の式及び公撰方法等は地方適宜に定むべき事

〔滝野村  
文書〕

内務卿伊藤博文の名で布告が来たのは、明治十一年八月二〇日のことであつた。選出方法が地方の適宜となつており、当地方ではこの後いづれも選挙と見え、人民の総代当選人が選挙人に対し、

誓 約 書

今般拙者儀、各位の選挙に預り、惣代事務御依頼の趣、承諾致シ候、然ル上ハ在任中核事務ニ於て公正ヲ旨トシ勉勵従事致スベク候、此段堅ク誓ヲ立て候也

〔東根村  
郷土史〕

となつている。

十一年には、前述の通り差配人となる。なお保正の方は変更がなかつた。

戸長撰挙ニ付合併約定証

今般区画御改正各町内<sup>ニ</sup>戸長撰挙ニ可相成之処、於貴村ハ百戸以内ノ村方ニ付、当村ニ合併組合御依頼ノ儀、聊別意無御座候尤互ニ協議相整ニ候、且ハ後來異乱紛議等聊無之條々、村内連印約定書、仍<sup>而</sup>如件

明治十一年十一月十九日

鮎貝村惣代人

〔箕和田  
村文書〕

百戸以内の村がこのほかにもあるが、どうなつたかは不明である。

十二年から戸長と変る。前年に大小区が廃止となり、西置賜郡となつたことは前に述べた。又、県会が開設された



年でもある。小区の首長名が、一村の首長名に変わった。ここに至って地方の自治権が大きく変り、住民による村議会の開設を伴うものであった。太政官政府が政策を進めて行く中で、国民のいろいろな批判も抵抗もあった。それは共に自由・平等の理念から出発したものであり、政府はそれに押されて、大巾な自治権を附与しなければならなくなつたのである。

乙第七十号

客年五月中乙第九十五号、同年六月乙第七十号町村会規制及、連合町村会規則及布達候処、今般太政官第十八号区町村会法御布告相成候ニ付テハ、自今前号両規則共相廃止候条、此旨布達候事

明治十三年五月十三日

山形県令 三 島 通 庸

〔十王村文書、十王地区公民館蔵〕

ここで、連合町村会というのは、前述の鮎貝・箕和田両村の場合をさすものか、村々の一部事務組合をさすものか、資料的に明らかでない。町村会規則は四章三四条から成っている。

第壹条 町村会ハ左ニ揚グル所ノ各款ヲ議定ス

第壹款 其町村限リノ利害ニ関スル事件ニシテ、協同支弁スベキ経費ノ予算及徴収法等ノ事

第二款 其町村限リ道路橋梁用悪水修繕掃除ノ事

第二款 其町村共有ノ土地家屋金穀等貸借増減及、維持方法等ノ事

第十條 議員ノ員数ハ戸数ノ多寡ニ随ヒ左ニ割合ヲ以テ定ム

三百戸未満 九人 三百戸以上 十人以上(下略)

第十四條 町村会ノ議員タル事ヲ得ベキ者ハ、滿二十年以上ノ男子ニシテ、其町村ニ本籍ヲ定メ土地ヲ有スルモノニ限ル(下略)

(下略)

第十五條 議員ヲ選挙スルヲ得ベキ者ハ、滿二十年以上ノ男子ニシテ、其町村内本籍ヲ定メ土地ヲ有スルモノニ限ル(下略)

〔前掲文書〕

第二十八條 会議ハ傍聴ヲ許ス、但シ戸長ノ求メニ依リ又ハ議長ノ意見ヲ以テ、傍聴ヲ禁スルヲ得

以上抄出のほかを見ても、西欧の近代思想によって貫かれていることに、大きな驚きを禁じ得ない。選挙権・被選挙権ともに満二十才ではあるけれども、条件に「土地ヲ有スル」となっているのは、土地所有がかつての人格決定要因の残滓ざんしであろうし、租税負担が土地を主としていた時代を示している。

役場庁舎は特別なものはなく、戸長私宅、又は寺院など、広面積の建物を利用した記録が見えるが、傍聴人の規定は活用されたものか疑問である。執行機関は戸長・村用係・書記の各一人ずつが、普通規模の村での構成と考えられる。戸長当選の後、県令名による「申付候事」の辞令があり、「右謹テ奉御請候也」の請書を県令に提出している。

予算の款項目の形式が整えられているのも大きな進歩といえるが、具体例は十二年前半期〔東根村郷土史〕第四章第二節、十五年全期〔十王郷土誌〕第四章を見ることができる。この村費の賦課方法は、地価掛七〇パーセント、戸数割三〇パーセントの割合である。

なおこの時代の特徴として、青壮年層の行政への進出がある。大きな変革には老年層の経験が価値を失い、青年層がいちじるしく台頭進出する。然し、

（前略）右四名ハ今回改正ノ第一条ニヨリ戸主ニアラザル故ヲ以テ、再撰スルヲ得ザルモノトス、尤も補欠議員ト雖モ戸主ニ限ルナリ、右報告候也

明治十七年三月六日

村 役 場

〔十王郷土誌〕

となつて来る。改正の全文を見る事はできないが、十三年の町村会規則では、満二十才以上の土地所有者に被選挙権があったのが、戸主に限るとなり一步の後退である。この年、一村戸長制を廃止して、数ヶ村連合の、「何々村外何ヶ村戸長」時代となる。尤も、一村戸長時代でも、規模の大きい公共事業などに、一部事務組合の設立があった。たとえば、石那田・馬場・十王三ヶ村連合、石那田村外九ヶ村連合などがあり、各村から数位人の議員が寄り合い、道路や橋梁の修繕などを審議していたのである〔十王郷土誌〕。以上の情勢に立った連合村は、自然的な発展と言えるが、十

二年以来の大巾な自治権を規制したものであった。十四年、参議大隈重信が罷免された政変の後、自由民権運動の高潮期と軌が同じであることで理解できる。被選挙権制限のほか、戸長が民選から官選へ、そして官選戸長が議会の議長を兼ね得ることになる。選挙区は各村単位とし、定数は規模・人口が基準であったことは当然である。また、二年毎に半数改選の方法であった。

連合村の時代は、明治十七年四月から、町村制施行による新村誕生迄、二十二年四月までの四年間であるため、資料も極めて少なく、従って、『蚕桑の郷土誌』も『東根村郷土史』も、深く触れていないが、白鷹町以前の村の区域が範囲であった。名称は適当な一村を選び田尻村外三ヶ村（蚕桑）、鮎貝村外五ヶ村（鮎貝）、石那田村外五ヶ村（荒砥）、萩野村外三ヶ村（白鷹）、畔藤村外二ヶ村（東根）とした。役場が設けられ、官選戸長が来任した。連合村時代の間、旧村には派出書記を駐在させて、執務させている。

選挙権ヲ有スルモノ 地価五円以上四十七名、選挙被選挙権ヲ有スルモノ 地価五円以上二十九名計七十九名

【<sup>『十王郷土誌』</sup>】

前述のように、被選挙権改正と同時に変わったものか、土地所有者であり、然も家長だけになった時、十王村の記録によれば、実に四四パーセントの家長が選挙権を有していない事になる。

### 3 変革の諸相

#### 徴兵制

維新戦争が終了した翌二年、全国の大名領主は次々と、領主と人民、即ち版籍を返還した際、以前は領主の私兵であった武士団は、新しく編成替えとなる。その後領主が藩知事の時、山口村から二

人の新勇隊の徴募があり、その資料がある。尤も当時、諸制度に大小の改廃が瀕りにあり、実態を把握することは容易でないが、明治三年ごろの米沢藩の常備兵は、六大隊とほかに鉄砲を主力とした電撃隊、極雷隊などがあつたときれる〔『米澤市史』〕。

明治五年（一八七二）は、新しい政策制度を、次から次へと定めた年である。春二月兵部省を廃して陸海軍省を設け、十一月全国徴兵の制を詔書として公布した。職業武士が担当したものを、国民皆兵の理念に基づき、全国の壮丁を選抜して、近代的な軍隊を作るものである。当時の要員は、数の上では多いものではなかったが、これは他の新政策とは別の意味で、大きな衝撃的なものであつたに違いない。然しこの事に関する当時の役場文書が、あまりにも少ないのは、徴兵の度が少なかったためと考えられる。

## 徴兵令

### 第一章 徴兵編成

第一条 徴兵ハ全国ノ男子ヲ徴収シ以テ兵役ニ充ル者ナリ、今陸軍ヲ大別シテ四ト為ス、常備軍、予備軍、後備軍、国民軍是ナリ、又其兵丁ノ身材ニ従ヒ歩騎砲工等ノ兵種ニ區別ス  
但海軍徴兵ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第二条 常備軍ハ男子年二十才ニ経ル者ヲ管下ノ国郡ヨリ徴集シ、其当籤者ヲ以テ之ヲ編成シ、三年ノ役ニ服セシメ所管鎮台ニ備フル者ナリ

東北地方は第二管区で鎮台は仙台に置かれ、要員は四、〇〇〇人程度から、漸次増員されるようになる。海軍の方は専ら志願によつたと思われ、募集要項の記録がある。

大名領が一小国家とも考えられ、軍備が世襲の武士と一体であつたのは、ここ数年前までの事であつた。それを今度は、庶民の中から選抜して徴集することになつたから、抵抗と危惧を与えるため、徴兵令の中に、いろいろな免疫

規定が設けられている。身体上の都合による免疫は勿論で、ほかに本人が戸主であること、戸主の子であっても、男子が一人である場合。戸主が五十才以上の時もそうであった。この外婿入りして戸主になること、五十才以上の戸主の養子になること、若し壮丁が入隊を希望しないときは、以上の免疫規定を最大限に利用して、出来るだけ回避の努力を払ったために、不自然と思われる程の入婿入籍があり、珍らしい現象でもなかったと云われる。たとえば夫婦間の極端な年令差、又戸籍上だけが分家の戸主になる。それでも村で何人かの若者は、三年間の服務に従ったが、家を離れるに際して家族と水盃を交したとの伝えがある。当時の軍隊は異状な世界とされ、実際に一般徴集された兵士たちは、非人間的な扱いを受け、果して健康で帰れる保障があるのか、大きな危惧の念で一杯であった。明治十三年ごろの、郡役所から各村への下達文書の中に、鎮台からの脱走兵があり、若し村に潜伏している場合、至急届出るべしと云うのが、数回数えることができる。いずれも草創期のことで、兵役の義務というものが、理解も定着も未熟であった時である。

徴兵令によって徴集された郷土出身兵が、最初に遭遇した戦闘は、明治十年の西南の役の国内戦である。当町出身の若者が、何人が参加したか不明であるが、このうち浅立村から一人の戦死者を出しており、「高橋勇碑」として顕彰碑が建てられているその人である〔『東根村郷土誌』〕。又、鮎貝地区の新野豊吉も共に戦死である。

## 戸 壬

### 籍 申

その通りに、尊重されたことにはならなかった。むしろこの言葉の持つ重要さは、金銭上の觀念にのみ終始せず、専ら物の生産に励むことが、権力にとってより要求される条件を、単に表現しているにとどまる。最後に位置付けられた商人層こそ、最も自由に才能を發揮し生活を楽しみ得た職業であり、富商となれば、経済力を背景に、或る時は政治権力と癒着しながらも、独自の主体性を發揮し得た階層である。畢竟近世には職業武士の家格が

持つ權威も、俗諺ぞくげんの「地獄の沙汰も金次第」の通りに、光りを失っていたのが現実の姿であった。資本の蓄積による結果は藩に対して金品の贈与などから、「苗字御免」、又、それ以上の特権を得てしまう。特権も「代官直支配」になれば、富商・富農に限らず当時の戸籍調査では、一家のみの「宗門改帳」を作成して、村の宗門改帳に加わらなかった。

宗門改帳の必要は、切支丹禁制を目的とした手段であるが、長い鎖国の中でその必要性を失なう時期から、今度は戸籍調査としての性格に変わって来る。然し前述のように、一村内の住民の中から、代官直支配の者が除かれ、又、武士層は足輕級でも、村の宗門改帳に登載されず、特別であることは無論であり、宗門改帳から一村の戸数・人口数及び動態を完全に把握することはできない。この制度は明治四年まで継続されており、現在村文書の中に、同年のもので、特権を持つ個人の宗門改帳も含めて見られる。

藩内の人口、各村別の人口は、宗門改帳によって把握されていたが、維新政府は全国の人口の統一把握に迫られ、戸籍法を公布したのが明治四年（一八七一）四月である。当時の各県下に調査のための区を設け、その責任者を戸長とし、各村に副戸長を置く組織機構であった。然し、戸長・副戸長は翌年春には、行政区の機構に変えられ、戸籍調査はここで行なわれる。明治五年の干支にちなみ、壬申戸籍と云われたのがこれである。今度は宗門改帳とは違い、同一地内に住む者は、属地主義によって、すべて一つの戸籍帳に登載された。これまで武士階級を除く庶民には、一般に苗字は「免許」以外の者は禁じられていたが、壬申戸籍では庶民といえども、必ず苗字をつけなければならぬ。封建社会の秩序の上で、苗字は帯刀と共に、權威の象徴でさえあった。一般庶民は幕藩体制の中で、苗字が無かつたとも、知られていなかったとも云われている。現在各地にある小神社や、小仏堂の棟札に、地方祖先が村役でもないのに、苗字を付けて書かれているのを多く見ることができるのは、特別の場合に限り、是認されたものと考えられ

る。これから推察しても当地の祖先には、表面公称することがなくとも、家々に伝わる苗字を持っていたのである。福島県の相馬地方に、「山田もっこ」という言葉がある。壬申戸籍作成の際、住民は戸長の家に集まり、列をなして順番の調査に応じた時、伝わる苗字を持たない者が多く、最初の者が「山田」姓にしたところ、後続の者がこれに倣い、一村がほとんど同姓になり「山田もっこ」は山田姓は畚（もっこ）に入れて捨てる程ある、との意味である。〔河合悦三『農村問題入門』〕。この笑い話に似た挿話は当地方にはなく、皆祖先から伝えられた苗字を付けた。分家は本家に倣ったことは、無論である。

壬申戸籍が、宗門改帳と違うところがいくつかある。職業や地位に関わることなく、属地主義になったこと、又、村社を記入しその氏子であることを明らかにした点である。天皇制の絶対主義国家を理念とした、政府の姿勢がここに現われている。次に女性の表記は、宗門改帳に於いては名前は未婚時代に限り、結婚後は夫に並べて「妻」とだけ記入される。未亡人の場合は家名亡夫を書き、「後家」とのみ記入されていた。壬申戸籍において、女性は初めて名前が記入される。ここで女性は附属的な扱いから、独立した人格として認められたことになる。

明治八年になって、この戸籍簿は再調製されている。「祖先以来苗字不分明ノ向ハ、新夕ニ苗字ヲ設ケ候様可致」と、強い態度で政府が臨んだのは、全国的に不徹底が見られ、当時新設された「徴兵制」のため、該当者把握に重大な支障があったからである。この時期に作成した村文書に、村民を列記する中に、苗字を附さないものを発見することがある。当時の村役は、以前の免許層の者たちであるから、突然の新法律によって、誰もが無差別に苗字を持つことへの抵抗感、一部の者のみが持っていた権威と優越感が、新法律によって崩れた敗北と不満の微妙な心理の動きが、未だ村民を差別する傾向のあったことを示している。

なお壬申戸籍は華族、士族、平民の身分階級を残し、これは第二次大戦後になって、ようやく廃止となる。

第7表 山形県管内小学校

計	飽海郡	南置賜郡	東置賜郡	西置賜郡	西田川郡	東田川郡	最上郡	北村山郡	南村山郡	東村山郡	西村山郡	年代	
												明治	昭和
5			2	3								4	
6		3	1	2								5	
109		13	26	18			13	12	6	8	13	6	
168	17		5	4	21	30	19	14	16	17	25	7	
19	10	2	4	7	8		9	14	12	6	7	8	
69	2	7	4		8	12	2	10	13	6	5	9	
20	6		2	3	3	4		1		1		10	
31	14		1		8	2	1	4		1		11	
28	2			6	6	3	2	4			5	12	
32	5	2	3	1	5	5	6	2		3		13	
547	56	27	48	44	59	56	52	61	47	42	55	計	

『山形県教育史』による

頒学

布制

政府が、「大学規則並中小学校規則」を公布したのは、明治三年二月のことである。翌四年七月に文部省が設立され、続いて五年（一八七二）八月二日、学制の頒布となる。その時公布された「被仰出書」の中の、「自今以後一般ノ人民必ラズ邑ニ不学の戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメンコトヲ期ス」からは、国民皆学を理想とした政府の方針が窺える。教育に関する規則と学制が頒布された頃は、廃藩置県、戸籍区の設定、大都市の宅地に対する地券の発行など、数々の新政策が施行され、いよいよ近代国家としての基礎が固まりつつあった。全国を八大学区とし、一大学区は三二中学区からなり、一中学区は二一〇小学区に分ける。小学区は、当時の新設された戸籍区と同区域であったから、現在の白鷹町は最上川によって、二分されていたものと考えられる。当地方は第七大学区に属し、酒田・新潟・柏崎・若松・長野の各県が範囲で、

大学本部は新潟に置かれた。この制度は、外国（フランス）の直訳で、画一的であり、あまりにも機械的であった。

（前略）各村ヲ巡回シ説諭シテ、小学校ヲ設立セシム、（中略）或ハ寄附金ヲ富有ノ者ニ募リ、或ハ戸懸・石懸ニシテ、出金セシメ

『山形県史』  
資料篇1  
（下略）

政府が学制を頒布しても、財政的裏付はなく村々では指導者たちに方策がなく、腕を拱いているほかなかった。置賜県は権参事芹沢政温が説諭のため、各村を巡回したのは明治五年の五月である。村々では実際、富有者からの寄附を仰ぎ、更に戸数割りや、





第4図：黒鴨小学校校舎（佐藤典夫氏宅）

資産割の方法で資金を集め、学校経営へ前進することになる。当時、学校経営のため出金した篤志者は、置賜県から感謝の表彰があったことを、「置賜県史」（前掲書所収）は多くを載せている。そのうち蚕桑地区九名、鮎貝地区一名、荒砥地区五名を数える。その結果、明治六年現在、置賜県内の小学校七二校のうち、当地方に設立をみているのは、高玉・山口・石那田・滝野の四校としており〔書〕。又、浅立村でも開校にこぎつけている〔「菊地啓次郎手記」〕。都合五校は、学区を「明治六年八月、高玉・田尻・横越連合シテ、高玉学校ヲ設置ス」〔「蚕桑の郷土誌」〕のように、石那田校には、馬場村のほか川下の諸村、十王村も同学区、滝野校は、萩野村と共同と云う具合であった。然かも校舎は、新築までの間は、寺院又は個人の建築物を借用して開校しているところが多かった。

明治六年七月、山口村安楽院ヲ以テ仮校舎ニ充テ山口学校ト称ス

〔「蚕桑の郷土誌」〕

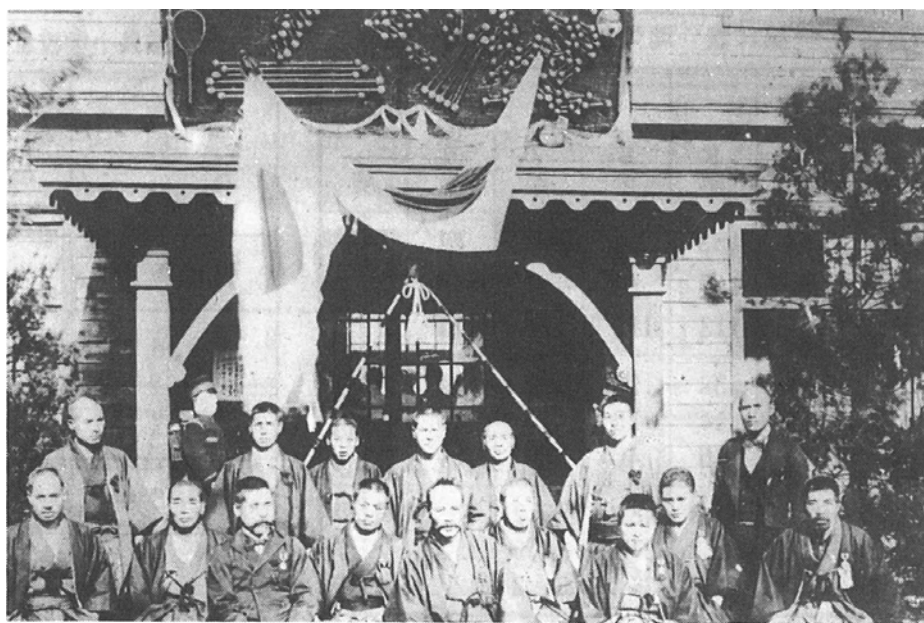
又、当時の学事の状況は、

当時ノ状況タルヤ、人民一般、学問ノ利益ヲ知らズト雖モ、先導者ノ勧誘ト説諭トニ因リ、学校ノ珍奇ナルト至重ナルトヲ覚エ出金ヲ惜マズ、学舎ヲ建築セント欲シ奮ツテ子弟ヲ入学セシムルニ至レリ、明治七年創業ノ際人民頗ル旧套

第8表 明治初年 民家・寺院使用の学校

学校名	場所
滝野学校	滝野村大蔵寺内
山口	山口村安楽院内
浅立	浅立村沼沢信寿宅
広野	広野村長楽寺内
畔藤	畔藤村花岡寺内
鮎貝	鮎貝村大宝院内
深山	深山村寺院(名称不詳)
高岡	高岡村樋口佐平小屋
栃窪	栃窪村慶国寺内

ヲ脱セザレドモ、前年ニ比スレバ学令児童就学ノ多キヲ見（明治九年）人民、学問ノ利益ヲ知り、学校ノ不要物タルヲ喋々スルモノ無キニ至ル（下略）



第5図：西田尻尋常高等小学校（明治末）

であるが、「或ハ十四乃至十五・六年に至レバ自ラ退学ノ期ノ至レルモノト許シ、父兄ノ又頻リニ家業ニ就クヲ慫慂スルヲ以テ結果判然セズ、播種ノ効判ヲ見ズシテ退学ヲ願ヒ出ヅ、実ニ痛嘆ニ堪エズ」〔前掲書〕が、偽りのない実状であつた。

荒砥区学校入費金割合左之通当割（イ）もの也

- |        |     |        |     |       |          |
|--------|-----|--------|-----|-------|----------|
| 一、七拾兩  | 浅 立 | 一、四拾兩  | 広 野 | 一、七拾兩 | 町 下      |
| 一、四拾兩  | 小山沢 | 一、六拾兩  | 杉 澤 | 一、三百兩 | 〔馬場・石那田〕 |
| 一、百 兩  | 十 王 | 一、五拾兩  | 瀧 野 | 一、六拾兩 | 萩 野      |
| 一、三十兩  | 中 山 | 一、拾五兩  | 下 山 | 一、貳拾兩 | 正 部      |
| 一、七兩貳分 | 佐之原 | 一、七兩貳分 | 大 瀬 |       |          |

外正金ヲ以テ  
八 百 七 拾 兩

- |            |       |         |           |
|------------|-------|---------|-----------|
| 一、百 兩      | 小松源四郎 | 一、百兩    | 中村惣右衛門    |
| 一、五拾兩      | 船山清四郎 | 一、四百五拾兩 | 元御附馬上屋敷払代 |
| 七 百 兩      |       |         |           |
| 兩口合、千五百七拾兩 |       |         |           |

右之通本校へ去年中之通仕置申候故、今般右金子へ一割の利息にして百五拾七兩余也取立上納候様御達に付、早急に家等へ持来候様申達候

又改めて当年より和塾廃止に付、八才の男女残りなく荒砥区学校へ入門致候様申達候、入門式は、誰子癸酉（明治六年）何

〔高玉学校沿革誌〕  
〔蚕桑の郷土史〕

第10表 滝野地区就学率の変化

12年	11年	10年	9年	8年	7年	明治6年	年度
54人 59 113	55人 61 116	54人 60 114	53人 60 113	52人 61 113	53人 61 114	51人 60 111	学令児童 男女計
35 14 49	33 14 47	34 14 48	32 14 46	25 15 40	24 15 39	21 15 36	就学児童 男女計
64.8 23.7 43.3	60.0 22.9 40.5	62.9 23.3 42.1	60.3 23.3 40.7	48.0 24.5 35.3	45.2 24.5 34.2	41.1% 25.0 32.4	就学率 男女計

『滝野の教育を綴る』より

一、教 徒 員 坂 下 乾 一 郎 (註横田源之進ナリ)  
 一、洋 算 教 授 佐 藤 文 造  
 一、読 書 助 教 高 橋 定 四 郎  
 一、読 書 助 勤 玉 川 武 十 郎  
 一、読 書 助 勤 玉 川 猪 之 松  
 一、習 字 助 勤 黒 沢 吉 造  
 一、習 字 助 勤 中 津 川 次 兵 衛  
 一、中 村 鉄 (哲) 次

才より之調、区学校掛り坂名兵衛・山口間兵衛両殿へ差出シ可申候、年中誰人にも微塵心遣等延引一同年ニ入費金生徒一人百疋、変則生として勝手に出入致候もの忒朱也、外に炭代割合相掛り申迄にて、諸費用無之規則に候

第9表 鮎貝小学校生徒数の変化

年次	就学生
明治5年	143人
6年	62人
7年	55人
8年	55人
9年	122人
10年	128人
11年	125人
12年	134人
13年	116人
14年	147人
15年	130人
16年	169人
17年	151人

『憶い出の記』附録より

第11表 生徒数、教員数の変遷

高玉	山口	黒鴨	深山	高岡	鮎貝	萩山	萩野	滝野	十王	荒砥	貝生	杉沢	畔藤	山溪	広野	浅立	校名	小学
高玉	山口	黒鴨	深山	高岡	鮎貝	中山	萩野	滝野	十王	石那田	馬場	〃	〃	畔藤	広野	浅立	所在地	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	設立年	
6	6	10	10	12	7	8	8	8	13	4	12	7	8	8	12	明治6年	男	教員数
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	女	
5	1	1	2	2	4	1	1	2	2	7	1	2	3	2	2	4	男	生徒数
																	女	
134	57	26	45	49	80	37	47	55	74	140	49	37	67	45	36	96	男	生徒数
44	18	4	14	9	36	3	5	17	16	76	13	16	15	13	5	15	女	
131	65	18	45	38	93	30	32	39	65	189	37	35	65	35	37	86	平均生徒数	日々出

(「明治13年度学事年報」「山形県教育史」所取より)

一、学校世話役 坂 名 兵 工  
 一、〃 山 口 間 兵 工  
 〆右之通仰せ付けられ候也  
 右役員の内給、戸長にて取立本校へ上納右を以、割合御用給にて本校において成し下され度に決定候也  
 前記之通仰達られ候間、追達次第早速致様致さる可候、此条申達候也  
 二月七日 浅立村 戸長

右の資料は、奥山家文書「副戸長日記」を、菊地啓次郎氏が、昭和三〇年前後に写し取ったもので、「明治六癸酉二月奥山副戸長日記」となっている。資料は続いて、学校一周年の「利息八両一分貳朱貳百五文、右金子組頭衆へ割合」を、村内二番組から九番組まで、各々一両宛を賦課しているが、入金印は五番組の一組だけである。

荒砥郷校が、学制頒布の六ヶ月以前、明治四年二月九日の開校であることは確かであるが〔「荒砥町誌」、開校の理由や経緯を知る資料は、極めて少ない。前記奥山家の資料は、内容を五年のものとしており、区学校は郷校であると考えられる。それに職員の内

氏名も、『荒砥町教育史』と符合している。政府は前述のように、布令を出したのが明治三年二月、告諭案が四年六月、文部省の設立が四年八月である。このように政府の動き、方針に依って、米沢藩庁、米沢県の時代から準備されたものであろう。米沢には以前から藩校の興讓館があり、校長はそこから派遣された横田武之進であった〔『荒砥町教育史』〕。従って、奥山家文書の横田源之進は、誤りに違いない。教職員ほか世話役も、多くが旧御役屋付きの扶持方の人々である。

荒砥郷校、郷校の用掛ハ事務員なり	年給	四俵金三円
三等教授 次助勤兼用掛一員	年給	四俵
三等次助勤 一員	年給	三円づ、
上席生 五員		

米沢市立図書館蔵林泉文庫「米沢教育沿革史稿本」上の三〔米沢市、  
学事会編〕には、荒砥郷校の教職員を、右のように記してある。なお前文に「明治四年九月、学校の体裁を改革し、学体を分て皇学、洋学、医学、筆学、数学の五科とし、本校及五郷校を設け、教員及事務員を置く左の如し」とある〔山形大学石島庸男  
氏の教示による〕。奥山家文書の、各村への割当額はそのまま、拋出されたものか疑わしい。或いは五年の割当を六年二月に利息だけを上納させたものか、同年には滝野・浅立と相次いで学校の設立をみており、途中で計画が中止されたとも考えられる。荒砥郷校は五年八月には、「石那田学校」と改称しているのも〔『荒砥町誌』〕、これと関係があろう。郷校は荒砥のほか、小松・宮・小国・宮内に開かれている。

明治五年五月、松川ノ西十ヶ村、即チ高玉、田尻、横越、山口、鮎貝、箕和田、高岡、深山、栃窪、黒鴨ヲ聯合シテ其ノ学校ヲ中央鮎貝村ニ置キ、大室院ヲ以テ之ニ充ツ

〔『蚕桑の郷土誌』〕

ここでも、学制頒布の五年五月に、一〇ヶ村連合の学校が開設されている。然しこの学校も短命に終わったことは、容易に考えられるところで、高玉・山口両村の学校開設が、前述の六年中であることによつて、いよいよ明瞭になつて来る。この学校が、『蚕桑の郷土誌』が述べるように、鮎貝郷学校と呼んだかについては疑問があり、普通、郷学校と称したのは、前記五校だけである。

草創期の教育制度は、改変が急であるため資料の散逸が甚しく、実情の把握には困難を極めるものがある。

私立学舎設立ノ儀ニ付願

当地方ノ情况ヲ視察仕候処、父兄ハ学校ノ何物タルヲ知ラザルニハ無之候得共、實際往復不便宜並ニ家計困難ナル為ニ、就学セシムル事態ハズシテ、徒ニ自暴自棄ニ陥ラシムルモノ往々有之候、実ニ惜シキ事ニテ是非トモ是レカ救済ノ策ヲ施サバレハ何ツ迄モ、村ニ無文ノ徒ナク、家ニ不学ノ人ナキ美域ヲ見サレ事、能ハサル事ニ御座候故ニ、小生右徒ヲ教育致度所存ニテ、私立学舎設立仕度候間、御認可被成下度、此段要件書相添へ奉願候也

明治二十一年十二月六日

西置賜十王村三百十番地

山形県知事 柴原和殿

平民 設立者 平庄太<sup>①</sup>

〔<sup>十王、平</sup>家文書〕

歴史は一定の法則を持ちながら、瞬時も流れが止まることはない。と云つてもある時は停滞もあり、傍流もあり、時には逆流のあることもある。維新政府の学制頒布以来、教育制度は更に整備され、村々は困難を克服しながら前進する。ところが右の資料は、明治二十一年のものである。私塾廃止は学制頒布と同時にあり、今更の驚きが深い。願書添付の要件書には、私塾を「慈愛学舎」とし、二五坪の学舎平面図があり、規則六条、学科課程表、試業（試験）規則一条、及び課程修了証書雛形二を添えている。尤もこの願いは許可にはならなかったが、同家文書「私塾生徒姓名」は、前年二十年八月のもので、四つ折り帳には六才から十三才までの者三九名が、二十二年三月十九日の入校二二名、合計六一名が記入されている。生徒姓名は本人の年令と家名・村名があり、これによれば区域は馬場村貝生

と、畔藤村海生の部落で、生徒の家庭は願書にある「家計困難ナルカ為ニ就学セシムル事態ハズ」だけではなく、部落全般であるのが注目される。

学制頒布以来、各村が次々に学校を新設して行く中で、「生徒通学の便宜により馬場村の半を割き、宇所峽ところぼさまに貝生小学校を設置」したのが、明治十二年三月である〔『荒砥町誌』〕。この事実と、先の平家文書との関連は、理解が困難であるが、設立願い人が事実貝生部落に出張して、子弟の教育に尽くしたため、「平武篤碑」を筆子中が建てたのは、明治二十四年十月のことである。以上の私塾は、教育の流れの中の意外であり、政府の教育制度が、地方に定着する過渡期の、一現象と理解される。なお同家に「尋常科第三年級「算算教授草稿」一冊があり、算盤による乗法を記したものである（尤もこれは事情があつて、部落が感情的に二分された時の特別な事例であることは、現存者の証言がある。）

明治初年は文字通りの御一新で、多くの改革は一つ一つが、人々の生活に深い関わりを持つ。新貨条制（四年五月）が出て、金本位制の円・銭・厘となり、大陰暦から太陽暦の採用は（五年十一月）強制的なものであったが、長い歴史の中でより生活に密着したものは、新しいものへの定着までは曲節を免れなかった。郵便役所の開設も、当地方では五年七月にみられる〔『荒砥町誌』〕など、新しいものが次々と出発している。

## 地 租 改 正

地租改正は明治新政府が、政府財政最大の基盤であった土地の、全国的な統一把握を目指したもので、丈量の作業と、税制改革の基礎作業とであった。幕藩体制の下で農地は、実質的に農民の所有が認められており、売買・譲渡の例はたしかにあつた。しかし、最後には領主の一方的な都合により、容易に奪われる危険も常に潜在していたから、完全な私有権と云い得ないものがあつた。当地方には、共有の山地が各地区にあつた。村民の利用には限度があり、飼料・堆肥採草の利用権だけで、山漆は実採取のため、そのほか種子用の松樹と朴の木【『十五郷土誌』】の伐採も禁じられており、このことは、所有権は領主にあつたことを示している。農地にしても最終の段

階に於いては、利用権だけに近かった。

西南先進地の農民が、維新戦争の前線と後方で果たした役割の大きさは、想像にあまるものがあつた。戦後、協力した農民たちから、土地の完全私有権を要求する声が起こり、政府はその高まりに屈しなければならなかつた。また大都市の宅地が一般に年貢免除であつたものを、新しく課税対象とするため、所有権利証の地券を下附しはじめるのは明治四年であり、五年からは一般農民へも交附するようになる。これがその年の干支をとつた壬申地券である。この地券は置賜県内では逸早く交附された事になっていて、「渋紙地券」と称され<sup>〔前掲書〕</sup>、確か粗末な紙であつたものであろう。渋紙地券は後の新地券と交換しているため、現物の残るものはない。壬申地券の内容、特に面積は以前のままを記載したものであるから、置賜県では六尺五寸四方が一步となり、県による差違をみることにとなり、全国一律化へと進めるために、六年七月に「地租改正条例」が出される。なお、土地永代売買禁止令と作目の統制が解除されたのは、四年九月であつた。

人民意得書

第壹条 地租改正ノ儀ハ不容易事業ニ付、茲ニ關係スルノ初メニ掛リ官ノ教示ヲ受ケ、而ル後一筆限ノ現歩ヲ丈量シ、雛形ノ如ク絵図ヲ制シ、卒業ノ上掛官員ヘ差出ス可シ

「人民意得書」は全文二九条から成るもので、明治七年八月置賜県権令関義臣によつて頒布されている。第二条以下は土地把握について様々な規準と方法を記し、後文の雛形は丈量作業後の帳簿作成の実例を示したものである。

壹番	(朱書)	耕地絵図ト番号ヲ同フス以下倣フ	所有者	氏名
一田何程	米	何程	一作又ハ両毛作其総テ其他一歳ノ	
収穫	何程	(朱書)	一作又ハ両毛作其総テ其他一歳ノ	
表			収穫高ヲ記載ス以下倣之	

〔文〕  
〔澁野村書〕



地価何程

〔文前掲書〕

二番の例は小作地の場合を示し、なお「小作地ハ収穫高及ヒ小作米金共記載スヘシ以下倣之」の朱書がある。最後に「地図帳簿雛形及意得書等相渡候、銘々注意速ニ着手成業ヲ期スヘキ事」とし、

但一村ニテモ卒業ノ上絵図帳簿差出候ハ、掛官員実地検地致シ其調方適當ナル時ハ之ヲ可トシ、各区取調済ノ上ハ新税速ニ施行之儀、大蔵省<sup>ニ</sup>伺出ヘキ筈ニ付其意ヲ得ベシ

〔文前掲書〕

で終わっている。

村の農民が測量技術の講習を受けて、実際作業に取り掛かる迄の準備、村の事情によって要員の確認にも苦勞し、体制づくりには容易でなかつたのである。そのため、

筆算庸入之願

一当村之儀ハ筆者不足之村柄ニ付、他方庸入申度奉存候ニ付、相応之筆者御差向被成下度奉願候、尤賄給料之儀<sup>者</sup>小前ニ至迄無違偏相心得居申候 以上

〔滝野村文書〕諸御用廻  
章書上物雛形留帳

村役が連署して県官に提出している。上杉が領主であつた時代、農民が直接検地に参加することはなかつた。土地が最大の課税体であるため、より厳密な把握が要求されたからである。この点、地租改正は同一条件下にあつたにも拘わらず、緊急を要する事業であり、経費の問題は政府だけの負担に堪え得るものではなく、各村の協力も必要であるが、面積丈量は検地帳をふまえるだけに、農民に委任しても安心できたものであろう。

図面認方心得

- 一 老間ハ六尺竿ヲ以テ老歩トス
  - 一 凶面ニハ老間ヲ老歩(分)ニ縮ムル事
  - 一 道筋
  - 一 海池川井手井戸
  - 一 居村ト他村ノ地内境
  - 一 持人境
  - 一 田畑<sup>并</sup>借住宅地
  - 一 畔形畑溝
  - 一 元高地<sup>并</sup>元免除ノ訳トモ記載スヘシ
  - 一 家形
  - 一 山裾大岸草原
  - 一 藪
  - 一 河原石隈
  - 一 林
  - 一 墓地
- 右漏タル分ハ尚勘弁之上可相認事

朱 引  
 藍 引  
 大黒引  
 小黒引  
 白 地  
 雁黄引  
 此印赤  
 萌 黄  
 萌 黄  
 薄 墨  
 萌 黄  
 極薄墨

極彩色の右の土地凶面は、明治二十年代になって、又、新しい凶面が作成されたとき、不用の物となりながら、なお役場に保管されていたが、新町合併後になって散逸したものもあり、今では残るものは極めて少ない。然し地籍帳と野帳、野取図から面積試算帳などの大量のものが、大きな事業であったことを示しながら残っている所が多い。

地租改正事業は各村が数人の担当者を依頼して、法文の理解、技術の習得の後実際着手してみると、疑問とするところも少なくなかったらしく、荒地となつてゐるけれども、免税願いを出していない税地、以前の永一種代地・奉公

人開地などを作付しておらず、「<sup>とて</sup>逆茂本税上納仕兼候」〔<sup>前掲</sup>文書〕と  
ころの処理について、指図または  
数回の伺いとなる場合もある。  
それでも七年の秋中には、測量  
野取り作業は終わり、明治八年  
に完成した事になっている。そ  
して県官の方から四月以来、一  
ヶ月毎の経費の上申方が通達さ  
れている。滝野村文書の雛形に  
よると第二懸「実地測量中地図  
掛勤書上」は、十六から二十ま  
での級毎掛員の出勤日数がある。  
第二懸は「実地縄入中」とのみ  
あり、途中欠けていて、第八懸  
は「地租改正中器機<sup>并</sup>筆墨費書上」  
で、測量盤・水縄・紙筆から絵  
具・蠟燭・草履その他となって  
いる。第九懸「地租改正掛員賄

第12表 耕作表租税取箇見積(滝野村明治7年1月)

上 田 1 反 歩			上 畑 1 反 歩		
	基 本	金 額		基 本	金 額
収 入	4 俵 (1 俵 9 8 銭)	3 円 92 銭 厘 毛	収 入	桑 90 貫 (1 目 500 文)	4 円 50 銭 厘 毛
支 出	買 米 5 斗 1 升 7 6 2	1、61、2、5	支 出	買 米 3 斗 4 升 5 0	、77、5、2
	人 足 25 人	2、24、2、6		諸 懸 り	、10、0、0
	種 物 代	、5、0、0		人 足 15 人	、15、0、0
	諸 懸 中 勘	、15、0、0		肥 料 代	1、14、9、8
支出合計		3、60、5、5	支出合計		3、52、5、0
収支差引		、31、4、5	差 引		97、5、0
地価17円 二割		0.1 8 5 %	地価15円 二割		0.6 5 %

第13表 地租改正ニヨル地価金(A)

田 之 部 (反当)				畑 之 部 (反当)			
地 価 金	収 量 米	村 名	区外村	地 価 金	収 量 大 豆	村 名	区外村
34円99銭	1石4斗5升3合	田尻、横越、石那田、広野、浅立		22円70銭	0石7斗4升1合	石那田	成 田
33、98	1、4、1、1	鮎貝		22、12	0、7、2、1	横越、田尻、鮎貝	
32、99	1、3、7、0	高玉、十王、畔藤	白 免			広野、浅立	
31、98	1、3、2、8	馬場		20、95	0、6、8、2	高玉	宮 白 免
31、00	1 2、8、7	箕和田、菖蒲	添 川	19、79	0、6、4 6	畔藤	時 庭
29、00	1、2、0 4	高岡	草 岡	19、21	0、6、2、7	馬場、十王	
27、00	1、1、2、1	山口	寺 泉	18、04	0、5、8、9	山口、箕和田	
21、99	0、9、1、3	滝野		15、13	0、4、9、4	高岡、滝野	添 川
19、99	0、8、3、0	萩野	小白川	12、81	0、4、1、8	深山	
19、00	0、7、8、9	下山、佐野原	手ノ子	8、73	0、2、8、5	黒鴨、栃窪	
17、00	0、7、0、6	深山、中山					
15、99	0、6、4 4	黒鴨、大瀬	高 峯				
15、00	0、6、2、3	栃窪					

料書」、第十懸「地租改正中書状持人夫書上」、第十一懸の「地租改正中不時入費書」は、県掛官らの来村についての入費となっている。ほかに「測量中繩引人夫書上」の項もあるが、雛形であるためいずれも金額の記載はないが、後日置賜県から支払われた事を示している。

地租改正事業は、八年中に終わっているが、内容はと言うものであったか。又、近代的に把握された土地とはどういうものであったか。事業が始まる七年一月、滝野村では地価設定の資料を求められているが、その記録によって作成したものが第12表である。実際には中田・下田の品等もあり、畑も同様で、他に宅地も上中下の三階級にしている。同表にある地価は壬申地券のものと思われるので、なお詳述すると中田一三円、下田一〇円となっており、収穫量は半俵ずつを下げている。畑は中畑七円五〇銭、下畑二円で、宅地上一五円、中一〇円、下も同数字に写し取られている。

明治八年の作業は一筆毎の地目に、地価を設定するものであったと思われる。地価はある基準、田畑では収穫物であるが、米一石二四円〇八、大豆一石三〇円六三と見たものである。当時米一升五錢程〔滝野村念  
仏講帳〕であるから、一石五円前後の時であった。当時決定された田・畑・萱場・草地・林などの地価は第13表と第14表の通りで、これは昭和二十九年の、添川村史編纂委員会の資料を基にしたものである。資料文書に欠落があり、そのうちに当地の村も多くある。郡内最高は三九円八銭の泉村、石那田村は六番目となっている。尚、地価額は一村の最高を示していると思われるが、実際には田五段階、畑五段階、宅地三段階、草地三段階で、田畑には等外一二等もあることが、前出の滝野村記録にある。

第13・14表を一見して感ずることは、各村間の不均衡である。尤も現在の通念からであるけれども、天然の地味が収穫量を決定していた時代を思えば、不思議の感さえ起るものである。理由として考えられることは、作業を急ぐあまり、隣村との連絡もなく、又は県掛員の指導が、個人による差異もあったことであろう。この不均衡は各地に起き

第14表 地租改正ニヨル地価金(B)

萱		草		地		林	
反地価金	村名	反地価金	村名	反地価金	村名	反地価金	村名
三、五〇	高玉・横越・田尻・山口・鮎貝・広野・浅立	一、三二	高玉・石那田・馬場・十王・広野・浅立	二、〇四	横越・田尻・鮎貝・十王・畔藤	三、五〇	高玉・横越・田尻・山口・鮎貝・広野・浅立
三、二五	石那田・馬場・滝野	一、一九	田尻・横越・箕和田・畔藤	一、八七	高玉・山口・箕和田・石那田・馬場	三、〇〇	高玉・横越・田尻・山口・鮎貝・広野・浅立
三、〇〇	高岡・箕和田	一、〇六	山口・鮎貝・高岡・滝野	一、七一	深山・高岡・滝野	二、五〇	高玉・横越・田尻・山口・鮎貝・広野・浅立
二、五〇	深山		深山・栃窪	一、五一	黒鳴・栃窪		高玉・横越・田尻・山口・鮎貝・広野・浅立
	黒鳴・栃窪ナシ		黒鳴ナシ		広野・浅立ナシ		高玉・横越・田尻・山口・鮎貝・広野・浅立

ており、地価金が高く堪え難い村が、申し出て是正の方法があつたのは十二年の時であるが、この地方で希望の村があつたものか不明である。決定された地価に対する課税率一〇〇分の三は、全国共通であつた。ところが地方によつて、旧制より高額となる所もあり、減免の要求運動が各地に起る。これが一揆となり、竹槍を持つ武装集団が火の手のように拡大したため、政府が屈伏して税率を一〇〇分の二・五に引き下げ、妥協せざるを得なかつたのである。

「竹槍でドンと突き出す二割五分」とは、当時を諷刺した川柳であつた。地価に対する三パーセントの税額を、当地に当て嵌めてみると、最高三四円九九銭の水田は、一円五銭程の税金となる。前述の白米一升からすれば、二斗一升と同じである。又、当時の農業労賃〇・一円からみると、一〇日間もの賃銀となる。これは旧時代の半石半永より、低率になつたようであるが、生産物が一般に低廉であり、ほかは容易に貨幣獲得の道が少ないため、跛行的な地租改正に当惑したことも、少なくはなかつたと思われる。

置賜県が発足したことは、それだけ中央政府の力が整備された事であるから、複雑多岐な旧制の貢租体系が、静かな速度で改廃されつつあった。即ち廢藩置県と同時に、高夫錢、開夫錢を廢し、五年になると現物納だけとなった。一搵石、一双石などの当時の記録はこれを指すものである。この制度は、当然水田率の少ない村にとって不合理であるため、嘆願の結果、本納額のうち四六・一パーセントが免除となり、残る五三・九パーセントだけの徴収になった。六年になると、万二附益免・明元懸銀・常伏子・定夫銀・駄賃銀が廢止となる。ほかの半貢租的性格の買米・青苧・漆夷・紅花・真綿も廢し、専ら本納だけとなる。次いで軒役米銀・入木足前錢も廢止になるのであるが、この短期間の改革は旧制のものが複雑であるだけ、過程の実態を明確に村方文書から捉える事は、全く不可能であると言つてよい。

第二十三条（人民意得書）

数村入会ノ山林原野池沼等ノ公有地ハ、其入会村々立会ニテ段別地価取調、其他本村ノ絵図帳簿へ組入ヘシ

第三十四条

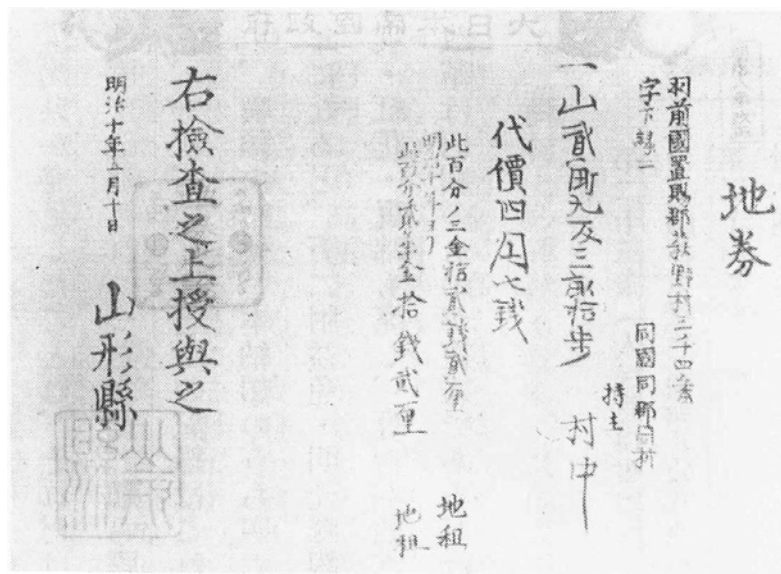
地形一村ニ属ス可キ地ニシテ数村入会ノ山野等、旧来ノ定メ無之地ハ、此度其地ニ属スル村方ヲ以本村ト相定ムヘシ、尤  
区戸長<sup>并</sup>ニ入会村々役人共立会、分界取調伺濟ノ上段別を度り地価見積り申スヘシ、然ル上ハ向後地税村費トモ入会村村割  
賦致シ其本村へ差出シ候儀ト相心得ヘシ（下略）

〔滝野村  
文書〕

東・西・北の三方に、山地を抱える白鷹町では、山地の容積が大きいだけに、日常の生活と関係の深いものがあつた。村によって利用度に違いはあつても、権利の帰属如何は重大問題である。江戸時代は耕地附近の山林に私有権が成立していたけれども、他は領主のもので、利用権の一部だけが村々にあつた事は、前述の通りであつた。この公有地の性格の山地に、各村の利用権の平均化をねらつて設定されたのが入会権である。限られた区画内に二ヶ村以上の

村民が、しかも同一権利を持つことは、紛争の危機を最初から孕むものであったから、当地の村々には近世の前期からしばしば紛争の記録が見える。

明治の地租改正は、思いがけなく山地の入会権に、大きな影響を及ぼす事になる。尤も、前記人民意得書条文のままに施行しない事に問題があった。領主上杉が土地人民を奉還した時、広大な山地は所有者不明となって宙に浮き、特に入会山地の所有権についての議論が、いやが上にも高まっていた。入会権は領主からの許可や確認の証書などは



第6図：地 券（鷹山地区公民館蔵）

なく、古い時代からの慣行が、相互の認め合いによって成立していたものであるから、尚更であった。この時小五区戸長の指導は、入会権は慣行として存続させるが、図面・地積の公簿には記録しないことで、一応落着をみるのである。落着も束の間、利害を異にする村民の対立が深まり、訴訟事件にと発展し、解決には最高の大審院まで上告し、紛争が大きかったのは、山口村対鮎貝村、馬場・滝野・萩野の各村対十王村がある。なお、山地の入会権についての紛争は、『東根村郷土史』及び『十王郷土誌』にくわしい。

耕地一筆毎の測量、面積計算、地価設定は、各村で有能な者に技術の講習を受けさせ、七、八年の二年がかりで終了した。その後県吏員が確認の上、地券が交附されたのは、明治十年である。地券には地番・字名・種別・面積・所有者名・代価（地価）を載せ、次に一〇〇分の三の地租を一応記載したが、左脇に「明治十年ヨリ此百分ノ貳ケ半」に、改めら

れているのは、先述の農民の烽起により、政府が屈した結果である。最後に、券状を交附した山形県と県印がある。裏面に規則があり、そのうち、「日本人民ノ此券状ヲ有スモノハ其上地ヲ適意ニ所用シ又ハ土地ヲ所有シ得ヘキ権利アル者ニ売買譲渡質入書スルコトヲ得ヘシ」とある。この条項は今後大いに活用されて、土地の異動が盛んになり、一方に土地集積の現象をみることになる。養蚕業の不安定、西南戦争遂行のための積極政策、戦後に於ける消極政策への転換、このいずれの中にも、経済基盤の弱い中小農家は、容易に土地を手放す素因があった。地租改正による租税は、地価の二・五パーセントであるから、上田では米半俵程度の国税となり、ほかに地方税があっても、藩政の時よりは減額である。ここに至って、集積された耕地を、雇用労働による手作りより、小作地に出すことが有利となる。

田地借作申事

八ヶ森一、式反八畝持主石井善兵衛、右之通借地卯年より何年之間、借地仕申所実正也、然者散田米老ヶ年分四斗五升入ニシテ三俵半ツ、年々十月限聊無滞相勤可申候、万一相滞候ハ、受合之者引受ニシテ、少<sup>茂</sup>無滞急度相勤可申候、為後日証文仍如件

明治十二年

殿

借地人  
受合

〔石井家  
文書〕

然し、当時の小作料は低率である。右の場合、反当り一・二五俵で、これが昭和十年代には、二倍の二・五俵にもなつて来る。地租改正は当地方でも、寄生地主制の前提となったことは、争えない事実であった。

廃散

刀髪

明治の維新、御一新と言われる変革の中で最も大きく社会的・経済的打撃を受けたのは、従来からの職業武士であった。武士は普通侍（お侍）と称されて世襲職であり、近世になってからは本来の軍備要員



だけでなく、行政吏でもあり、権力をもって生産民衆に君臨していた。武士道と言われる階級道徳は、自らの秩序を保つと共に、被支配層にも協力に押し付けるものであった。維新戦争は彼らが果たした戦力の最後であったが、翌年には従来からあった藩内の身分制・職制は、版籍返還のあと単に士族と卒族に二大別されて、解体の一步がはじまる。維新政府が薩長土三藩から一万人を徴募して、天皇の親兵が組織され、廃藩置県となって、諸藩には最小限の常備兵を置くようになる、従来からの藩士は不必要なものとなった。散髪廃刀は初め（四年八月）、許可の形がとられた。このうち散髪は武士だけに限らず、男子一般に該当していた。男子の結髪は職業による形の違いがあったが、小嶋家文書「俊親日記」によると、四日か五日の間隔「髪月代致候<sup>さかやき</sup>」とあり、その手入には時間的にかんりの浪費を強いられているものであった。農繁期の多忙は、髪も結う時間もないと譬えられ、又、農民の節儉には結髪する専用の元結いは使用せず、稲藁のみごで済ますことがあったとも、語り伝えられていた。これを廃することは、時間・経済ともに有利であるにもかかわらず、長い歴史をもつ文化を放棄することは、感情の上で容易でないものがあり、飽くまでこの風習を守り続けた者が、明治の末・大正の初めごろまでは見かける事があった。

「明治七年<sup>五</sup>皇國一般ニ帯刀を廢サル」<sup>〔明治四十三年「安達」五郎右エ門手記〕</sup>。帯刀は、武士階級にだけ課せられたものである。刀は元来、凶器として作られたものであるから、新しく国民皆兵の徴兵令によって、強力な軍団が存在する以上、旧武士の帯刀はその意味を失っており、又、政府にとって不平分子の跳梁を防止する必要からも、重大事であった。廃刀の令は、たしかに旧武士には大きな衝撃であった筈であるが、彼らにはすでにその抵抗感を力に表現するには、余りにも弱体化されていたのである。帯刀は武士が民衆に誇示し得る最も大きく、かつ具体的な権威の象徴であった。これを捨てる事は、権威の失墜を民衆に自らが示すものとなり、非常に切ないものが胸にあったとしても、新しい時代の流れに抗し得べくもなかった。彼らの帯刀は、長年の習慣になっていたもので、急に廃刀することによって、何か腰に

物足りなさの空白感を噛みしめなければならなかった。廃刀令のあと、家重代いえじゅうだいの名刀も存在の意味を一時に失い、混乱の中で生活に喘いでいた旧武士層の手から、流れるように、然も廉価で巷間に散ることになる。

ざんざり頭をたたいて見れば、文明開化の音がする

男子が結髪を廃した当時の流行歌と言われる文明・開化の二語も、常に新しさが求められて止まなかった時代を、鮮明に表現する言葉として、尖端者をもって自認する青年層たちが、常に愛用を惜しまなかったものであろう。然し誰もが文明・開化を謳歌し得たものではなく、限られた少数者のものであったことは、言うまでもないことである。

## 公 金 債 録

明治新政府の体制が、名実共に整うにつれて、旧武士層の処理と処遇の問題が、最も大きく緊急の課題としてあらわれる。明治二年の米沢藩当時、家中への俸禄は最高級の侍組で年間米四〇俵となつた。長い間鮎貝御役屋将として、当地に生活の本拠をもっていた本庄氏は、この中にはいる。次は二〇俵・一四俵・一二俵・九俵と段階があり、最も少ないのは足輕級の七俵となる。其後、廃藩置県となって旧藩主が東京に移住する際、諸物品に払代十四、五万両と各地にあつた領主林を、旧武士に与えて米沢義社を創設させ、その利金によつて窮迫の一助とするようにしている。

新政府の旧武士対策の最後の手段は、金禄公債の発行である。これは明治八年から始められ、翌年全国一律に家禄の返還を命ずる「金禄公債発行条例」を制定し、直ちに証書の交付となっている。この公債は五年据置き、六年目から毎年抽撰で償還し、三〇年で償却を終わるものであつた。証書の額面は家禄の高下、大小に準じたけれども、旧米沢藩内でも多くの段階に分れており、最低の級は一二五円であつた。当時の政府歳出の三〇パーセントも占めた封建的禄制は、かくして最終の措置をみたのである。

五ツトセ何れ株券出たとて 売人ばかりで買人なし コノ馬鹿ナコト

これは金禄公債が発行されて間もなく、米沢地方で流行した数え歌の一章であると言う〔吉田吉信『置賜民衆生活史』〕。この公債発行のもう一つのねらいは、旧武士層の転業資金に活用されることであつたが、実際はその以前に、窮迫した者が高利の借財のために、一部の者に集中して吸い上げられる運命のものがあつた。

金禄公債証書売渡御検印願書

一金禄証券 五拾円 壹枚

丙 前号 七四一二番

一同 貳拾五円 壹枚

丙 り号 四四一二番

一同 拾 円 壹枚

丙 あ号 六九二四番

ベ券面 八拾五円 此券三枚

右者私所持之処今般東置賜郡羽付村拾壹番平善兵エ江売渡候ニ付、御検印被成下度証書相添此段奉願候也

明治十二年一月十日

本 人 ⑧

鮎貝村文書にはこのほか数通の願書があり、本人から戸長に提出されたもので、最終は県令三島通庸宛となつていゝる。当地には荒砥・鮎貝の御役屋と、山口新地衆・八ヶ森足軽組も各地に分駐しており、金禄公債の対象者は相当の数に上つた。然し高禄の者が少なかつたから、一二五円組がほとんどであつたと思われる。家禄が少ないことは農業の経営も兼ねていたことになるが、それとて小面積の者が多く、維新以来の対旧武士政策の結果、生活困窮者の続出は免れなかつた。困窮は、家禄の少ないものばかりでなかつた。

借用証

一金貳拾円也 通金札 但利足八分ニシテ

右借用申所実正也、返済之義者公債証書売渡候次第、元利清算可仕候、仍如件

明治十一年七月十三日

〔鮎貝村  
証書〕

宛名は「差支人中御中」とある。在番武士は小禄であるため、農業を兼ねていたものであり、生活の本拠はむしろそれにあつたと云える。然し、上級の武士団こそ俸給のみに頼るものであり、武士団の解体の影響が特に甚大であり、例え公債額面が大きくとも、生活を支えてゆくことは容易でなかつたのである。右の資料は、明らかにその事情を示している。鮎貝村文書の中にもう一枚、「今般旦（担）税取揃上納可致候無論ニ候条、兼テ親方御聞含被下候御左右給料之内を以上納致度、当月 月々廿日限り三円ツ、上納致候ニ付」として、最後に「以書中奉願候百拜」と書いた、村戸長への願証がある。

願書

拙者儀内計不都合仕為、権利者ニ対シ其義務タトエ表シ兼、無止昨明治十七年十二月中身代限りノ所分ヲ請ケ候、右財産悉ク公売相成義部分ヲ表シタル次第ナレハ、今日ニ至リ実之身而已ニシテ、日々ノ生計ヲモ無覚束候所、臨時費等通常一般ノ一戸二間ノ割合到底上納ノ際力無之候、依之特別御沙汰ヲ以テ通常ノ三分一割ヲ持、取立被成下候様、何処迄テモ奉願候、尤も右三分一割合ヲモ今日非常ノ節儉ヲ要シ、上納仕ルヨリ他事無之次第ニ付、何卒御聞届被成下度此段奉願候也

明治十八年十二月廿六日

〔鮎貝村  
証書〕

金禄公債に直接係わるものではないが、維新の変革に続いて近代化形成の影響を、最も強く直撃的に受けた者の例証をここに見る。

政府が、金禄公債書発行条例を九年八月に制定し、十年の実施であつたが、証書の書き入れ、質入れ、売買を許したのは、十一年九月である。と同時に金禄公債は、現金化のために、一部は富商・富農の手に所有の移動が始まる。

維新戦争から続いたインフレが、特に旧武士層の生活を、根底からゆさぶっていた時代である。然し売買価格、額面との距離などは資料に現われて来ない。

### 一 養蚕の辺倒

服装の制限が解け、乗馬の自由が認められ、又、散髪の令があり、姓の名乗りを許されても、一般庶民達に経済利益をもたらすものではなかった。しかし、明治五年になると政府は、農民に対して栽培作目の自由を許した。これこそ農民が誰もが等しく望み、現実の利益をもたらすものであった。白鷹町は畑地率が高く、影響も特に大きかった筈であるけれども、その感情を主観語で表白した記録は、目に触れることがないから、具体的な表現としての生産物そのものを見ることにする。

当地は以前、領主の専売作物である青苧と漆の生産が多く、青苧かんめ（貫目）、漆かんめの言葉に、労働の過重な内容をこめながら伝えられる程であった。ところが当時青苧と漆は需要が振るわず、時代おくれの作物になっていた。それに代わる養蚕業は、新しいものの勢いで進んでいたが、青苧・漆の作付統制によって、進展に限度を強いられる形であった。

養蚕は、作目自由化の以前から、隆盛の一途を進んで来ているが、明治になる二年前（慶応二年）、「絹糸一両につき四十二匁」『長井村郷土誌』は、糸量を一〇〇匁としても、繭一匁目は当年一俵一〇匁文の一匁文の高米価『米澤市史』第一編第十七章と同価に近い。慶応二年（一八六八）田尻村の丸川儀兵衛家に、武州血洗島の渋沢惣五郎が来て種繭を買って行き、生産した蚕種を、イタリアに輸出して好評を得ており、それが機縁となって明治二年蚕種の買入れまで契約をしたと云う『丸川儀兵衛』と『今昔の養蚕』。滝野村で、桑苗つる早生一万本の増植願を、藩の蚕桑役場に出しているのも同じ年である『滝野村文書』諸御用願書留帳。

覚

村々肝煎中江

蚕胤之儀者御国益第一之品ニ付、兼而棚宿胤師之者共江御締厳重被仰出置、御役銭御取立有之候、随而小前々々自分手取之

分者売物とも違ひ、御取調者無之御弛め被差置候処、近来非常高価ニ相成候得者、自分取候まゆは勿論買入まゆを以、手はき之胤と名付数多取得候<sup>而</sup>、残胤と唱イ売捌候由相聞へ甚不届之至、且御郡中出胤枚数御取調之御差支ニ相成候ニ付、改<sup>而</sup>御締道左之通<sup>前掲</sup>文書

として以下四条の規則を達している。当時すでに、御国益第一と云われる程盛んであった。丸川儀兵工家では前記の渋沢の需めによつて蚕種を製造して、平附種五、〇〇〇枚も横浜で売却している。当時の種繭は、七合から一升で金一円の高価であつた<sup>丸川儀兵衛『今』と昔の養蚕</sup>。

明治五年六月、渋沢がイタリア人を伴つて丸川宅を訪ね、蚕種の製造を視察した。このイタリア人デロローは、石那田村中村捻右エ門宅にも来泊しており、その時の土産品である油絵と刺繍のほか、蚕種輸出に關係の文書も現在保存されている。この外人の斡旋もあつてか、蚕種の海外輸出が毎年によくになり、明治五年と六年は最高を示すと共に、価格も一枚五円まで上昇して、養蚕家を有頂点にさせた。蚕種一枚を作るには種繭一匁を要するが、米一俵一円三〇銭から一円七〇銭<sup>『米澤市史』</sup>の時であるから、喜びが絶頂に達したことも無理はなかつた。然しこれには原因があつた。当時ヨーロッパの養蚕は微粒子病が蔓延していたのであるが、病原発見に成功した時、日本からの輸入は不必要になる。この情勢変化は問屋方面で察知しており、製造高半減の警告を送つて来ていても一枚五円を再び夢みて、増産に励んでいた。

「置賜県史」<sup>『山形県史』資料篇1</sup>にこの間の事情は、次のように記している。

六年 蚕印紙二割減少送致延着スルヲ以テ下長井西通村邑共苦情ヲ唱へ、人民動揺ノ色アリ  
七年 蚕種規則製造高減少民心服セス出ノ時ニ至テハ動揺センモ亦知ルベカラズ

以上は大意の抄出であるが、いずれも当地方の養蚕家、蚕種家の緊張度を、如実に伝えた記録である。例年の通り

白露の節（九月七日頃）になると蚕種を荷造りし、馬の背によって宿場送りで横浜へ運んだ、ところがこの度は一円でも買手がなく、暴落の果ては三〇銭と云う悲惨と悲痛の場面が展開したのである。暴落の原因を深く知ることが出来ず、外人の商略とする幼稚な判断は、蚕種を横浜埠頭の旧吉原にうづ高く積み、火を放って焼いて見せたが、効果はなかったのである。横浜出しの蚕種はこれで絶滅した訳ではなく、細々ながらも数年後まではあったと云われる。当時の噂話として、「奥州街道の松並木に下長井地方の種屋が、暴落にあつた帰り路、首を吊られては困ると言うので、低い枝を切払って置いた」と言われたほどであつた〔『長井村郷土史』〕。

申 渡

（中 略）

其方共儀明治六年蚕種自儘ノ昏<sup>かみ</sup>へ製造致スコ、蚕種取締規則第二則第五節ニ依リ、蚕種一枚ニ付金五拾銭ツ、科料可申付処、自首スルヲ以テ、各其罪ヲ免ス  
但製造ノ蚕種ハ取上ル

この文書は明治七年十一月十一日、置賜県庁から滝野村に差出されたもので〔「諸御用廻章書上物雛形留帳」〕、規則違反に問われたのは四一人を数える大人数である。製造枚数の記入はなく、村役層の名は見えないが、養蚕家の大部分であつたと思われる。同じ年の十一月のものに、「蚕種製造人印鑑帳」と言うものがある。これは畔藤・広野・浅立三ヶ村だけのものであるが、「羽前国置賜郡下長井郷組合」としてあり、蚕種世話役青木藤右エ門・菊地藤兵衛組合とし、大総代高橋祐義持場との特別印があり、最後の届も高橋となっている。印鑑帳に届けた人数は広野四九人、畔藤六七人、浅立三六人合計一五二人である。また鮎貝村の両全社設立の資料によると、一三名の蚕種家が数えられる。

以上は明治十年ごろ迄の郷土の養蚕の状態である。なお当時の村統計で十王村を見ると、

蚕卵紙	五五〇枚	主繭	五〇〇石
生糸	三一〇貫	真綿	四五貫
紬糸	三〇貫		

〔十王村  
郷土誌〕

農作物の作付が自由化されて五年目、明治十年の記録であるから、養蚕業は驚くほどの速度で広まっていた事がわかる。

#### 4 町村制の施行

##### 明治の 町村合併

米沢県・置賜県・山形県。大小区制から郡制へ。末端の村は肝煎職の廃止となり、副戸長↓小里正↓差配人↓一村戸長と首長の職名が変わり、又、十七年から連合村と替った。この変遷は明治四年から一四年間のもので、まことに目まぐるしい程のものは、脱皮と前進に懸命であった時代の姿である。然し、「郡区町村編成法」による一村戸長制は、町村の自主的立場を、大巾に容認した傾向があったが、今度は連合村をつくり、住民の選挙によった戸長を、県令の任命制にかえる。この変遷は、政府の中央集権的統治を、より容易にするためのものであった。次いで政府は、明治二十一年四月十七日、法律第一号をもって、「市制・町村制」を發布し、この実施は翌二十二年四月一日とした。町村制の骨子は、周到な研究調査から始まり、担当者が直接渡欧し、実際に先進地の地方自治を視察し、英国風の名譽職自治を加味折衷したものであった。国法の枠内で、地方税をもって町村行政を運営し、職員は名譽職を原則とすることが立法の発想であり定義でもあった。

分権の主義に依り行政事務を地方に分任し、国民としての公共の事務を負担せしめ、以て自治の実を全からしめんとする



には、技術専門の職、若しくは常識として任すべき職務を除くの外、概ね地方の人民をして名誉のため、無給として其職を執らしむるを要す、而してこれを担任するは其地方人民の義務と為す、是国民たる者国に尽す本務にして、丁壯の兵役に服すると原則を同くし、更に一步を進むるものなり

政府は「市制町村制理由」として、基本方針の説明を怠ることはなかつた。

町村制発布の時期は、憲法制定、国会開設、議員公選制のほか、条約改正もあり国政山積みの時であつたが、地方自治の整備もまた、近代国家として緊急を要する事項に違いなかつた。二十一年六月十三日、町村の合併に関する内務大臣訓令が出された。訓令は前文と一一條から成るもので、同時に「町村郡市区」標準も示され、又、「町村合併標準第一款合併処分」には、町村制の改革を執行するにあたり、「もつとも重要な事業は、有力な町村を造成するにあるものとす、そもそも有力の町村たらんには、相当の区域及び人口なかるべからず」とし、更に、「いまこの区域を更定するにあつては、よろしく左の条理を標準とすべし」と結び、七項にわたり標準を示し、第二款 財産処分には多くの細目をもつ三項の標準がある。町村合併に関する「大臣訓令」と「合併標準」の中から、当地方と直接かわる部分を、次に抄出する。

第一条 従前町村の区域広くまたは相当の資力ありて、独立自治の目的を達すべしと認むるものは、これを分合すべからず

第二条 前条により独立自治の目的を達するを得ずと認むる町村は、これを合併するを要す

第六条 合併の町村には新たにその名称を選定すべし、旧町村の名称は大字としてこれを存することを得、もつとも大町村に小町村を合併するときは、その大町村の名称をもつて新町村の名称となし、あるいは互に優劣なき数町村を合併するときは、各町村の旧名称を相互折衷する等適宜斟酌し、勉めて民情に背かざることを要す、ただし、町村の大小にかかわらず歴史上著名の名称は、なるべく保存の注意をなすべし

第七条 町村の合併をなすとき、その町村財産の処分は各町村の協議により郡長を経て、府県知事の認可を受けしむべし

第八条 町村において前条の協議整わざるときは、府県知事は適當の注意をもってなるべく協議に至らしむことを勉め、もしなお協議に至らざるときは左の規定により財産を処分すべし

二、従来共有の財産土地・家屋貯蓄金穀の類は旧町村限り各所有の権利を保存し、これが使用及び收穫の権利は従前の慣行を存すべし、ただし、町村一部の共有財産もまた同じ（以下訓令）

第五項 合併の際はなるべく従来の連合区域と同一なることに注意すべし、ことに現今の戸長所轄区域にして地形上故障なきときは、なるべくその地域内の各旧村を合し一町村となし、もしそのやむを得ずして、戸長の所轄区域を分裂することあるも、なるべくはその区域内に止めることを要す

第六項 合併の際は町村の区域広潤に過ぎず、かつ町村長その他町村吏員において無給の職を務むるがため時間及び費用を耗費をせしむることなきことに注意すべし

【以上町村  
合併標準】

大臣訓令と、町村合併標準には重複する所もあり、合併について、当地方と具体的に関係した条項は大略以上である。合併の目的は「そもそも有力な町村」の造成にあり、町村規模は、「各町村およそ三〇〇戸以上を常例」（町村合併標準第二項）とし、又、「五〇〇戸をもって標準」<sup>【訓令第三條】</sup>とするものであった。

当時、この地方に「町」は存在しておらず、従って「村」の合併であったが、作業は直ちに、県・郡によって始められたと考えられる。これは政府の方針通り、いずれの村も翌年四月から、新村が発足していることからの推論である。当時の県知事が議会での挨拶に、「第二の維新と云うも過言にあらざる事実にかかれり」とし、特別の委員会を設置し、なお二十二年度県予算には、「連合村戸長の給料と旅費とを減じ置く」など、強力な姿勢がすでに見えていた。「なお従来に習慣に随ひ請願を酌量し、民情に背かざるを要す」（訓令第三条）、「なるべく町村の請願を酌量」（町村合併標準第四項）ともあるが、実際は、「従来に連合区域を同一なることに注意すべし」にのみ重点が置かれ、甚だ官僚的な作業に近く、順調であったのも一方的な推進から来たものであろう。合併によって旧村は、訓令・合併標

第16表 各村三役一覽 (町総務課保管資料)

東根村	白鷹村	荒砥村	鮎貝村	蚕桑村	村名
有給未定 年俸七拾貳円 八拾四円	有給未定 〃	未定 年俸八拾円	未定 名譽職	〃 〃 年俸百八円 八拾四円 七拾貳円	名譽職有給額
村役長 助役 収入役	村役長 助役 収入役	村役長 助役 収入役	村役長 助役 収入役	村役長 助役 収入役	職名
士族 平民	士族 平民	士族 平民	士族 平民	平民	族称
奥山源内 菅原庄九郎 安達清次郎 高橋吉四郎	人見其次 竹田吉重郎 紺野清一郎	塚原惣左衛門 中村惣右衛門 栗和田与吉	玉川武十郎 小河原律蔵 鈴木多吉	丸川作平 児玉代次 今野牛蔵	氏名

第15表 新村編成表

東根村	白鷹村	荒砥村	鮎貝村	蚕桑村	新村名
畔藤村・広野村・浅立村					区域 旧村名
十王村・滝野村・萩野村・中山村					高玉村・横田尻村・山口村
石那田村・馬場村・菖蒲村・下山村・佐野原村・大瀬村					鮎貝村・箕和田村・深山村・黒鴨村・枋窪村・高岡村

準の通り大字となり、現在に及んでいるが、その様子は第15表によって知られる。

新しい合併村の名称は、「小町村を合併するときは、その大町村の名称をもって新町村の名称」(訓令第六条)としたのは鮎貝村であり、「歴史上著名の名称」をとったのは、荒砥村

である。白鷹村、東根村の二村は地勢を基と

し、蚕桑村は養蚕業の隆盛に求め、共に新しい村名にしたものである。「各町村の旧名称を参互折衷する等適宜斟酌」(同条)により、県下には実際、二村の旧村名を重ねたもの、又は、三村の旧村名から一字ずつを採り、新村名を創り出した所もあった。

当地の旧村には、「地租改正」以来村有の山地が多くあった。これは第七条の規定に基づき、鮎貝村の如く合併村に吸収し、強力な財政財産として今後に備えた村と、旧村(大字)有を認め財産区を設けた所と、二つの方法があった。

合併新村の職員が、名譽職無給の原則を示している

が（合併標準第六項）、当時の資料は必ずしもその通りではない。有給村長が他村からの「輸入」である場合（鮎貝村・白鷹村）の理由はあっても、蚕桑村の如く三役共に有給であるのは、特別な事情にもよるのである。第16表は村三役の一覧表である。なお、各村ともに村長就任が、六月から八月になっているのは、準備のためであろう。このうち荒砥村は、翌二十三年十二月三日に荒砥町と改めた。町制基準の結果である。

### 十王地区 の分 村

「町村制」による村の合併は、十七年からの「連合村」区域と、同一であることが原則であるから、旧十王村の白鷹村編入は当然であった。然し平坦部に属している村が、山村との合併には、異なる条件のいくつかがあった。まず、十王区域は耕地の等級差から来る税負担に、山村とは大きな不均衡があった。当時、地方税戸数割賦課を、等級で表した村内各地区の戸数割負担は、第17表の通りであった。

第17表 地方税戸数割賦課

老等																			
1	十王	滝野	萩野	中山	式等	3	十王	滝野	萩野	中山	参等	1	十王	1	滝野	1	萩野	1	中山
2	滝野	萩野	中山	式等	3	十王	滝野	萩野	中山	参等	1	十王	1	滝野	1	萩野	1	中山	以下略

〔十王村文  
書による〕

山林の集積が進み、大きな山林地主が形成しても、山林の地価は極めて低く、なお耕地の地価も山村は低いため、税負担に平地部との不均衡があると言うのである。又、新村の役場庁舎位置について、将来ますます村役場事務が輻輳することを予想し、交通上最も至便の地を選定すべきであると主張した。幸いこの主張は認められて、新村合併の議が整い、誕生の運びとなった。

ところが新村誕生早々の村議会に、「役場位置変更」の議案が提出され、議決をみることになった。当時の議員は

旧村毎に選挙区を設けており、十王 四、滝野 三、萩野 三、中山 三の議席であるから、変更議決は多数決の原則によつて容易であつた。然し協定が簡単に破棄されたことについて、十王地区と村役場との交渉が、二十二年九月にはすでに記録に見える。地区民一七一名の連署で、「役場位置変更之決議不認可願」を、県知事長谷部辰連宛に提出したのは二十三年九月七日付けであつた。この願いが却下されると、数名が出県して陳情を行なうなど、段階的に熾烈化の傾向をたどることになり、竟に分村運動へと発展するようになる。以上、一連の運動展開には、表面の理由としては見えないが、十王地区と滝野・萩野両地区との間に、山地の入会権の係争が、明治十三年あたりから続いており、原告・被告の立場を、互いに繰り返しながら、解決の曙光が未だ見えない時期であり、両者間に心理上の間隙が作用したことは、否定し得ないものが存在していたのである。

白鷹町大字十王独立ノ儀ニ付請願仕候

白鷹町大字十王人民謹テ知事公閣下ニ請願仕候

地方自治ノ基礎ヲ鞏固ニシ地方共同ノ利益ヲ發達セントスレバ隣保團結ノ旧慣ヲ存重セザルベカラズ、自治体ヲシテ旧慣ヲ保有セントスレバ従前ノ町村ヲシテ其儘存在セシメルニ如クハナシ、何ントナレバ今日ノ町村ハ殆ト皆祖先ヨリ子孫ニ至ルマデ習慣風俗ヲ同フシ利害ヲ共ニシ其ノ好ミアル事水魚モ常ナラズ、故ニ隣保團結ノ鞏固ハ従来ノ町村ヲ保有シ置クノ優レルニ若カズ、然リト雖モ其区域狭少ニ過ギ独立町村ノ資格ヲ有セザルモノハ、其町村ノ不利ナルノミナラズ一國ノ公益ニアラザルナリ、故ニ有力ノ町村ヲ造成シ十分ノ資力ヲ有セシメ、以テ地方共同ノ利益ヲ發達シ衆庶ノ福利ヲ増進セザルベカラズノ原則ニ基キ、本村白鷹村ノ如キハ大字十王、滝野、萩野、中山ノ四ヶ村比隣相合同シテ有力ノ村ヲ造成シタルガ如シ、然ルニ本村ハ他村ト異ニシ人心隔離特殊ノ事情アリテ従来ノ区域ヲ存シテ一村ヲ組織スルノ優レルニ若カズト確信セリ

抑本村十王ノ如キハ反別四百八十六町歩アリ、地価金四万七千五百拾弍円余ナリ、人口千五十人アリ、備籾千石余アリ、共有山七十町余アリ、他村ト比較シテ或ハ云ハン、此小村ニシテ独立自治ノ実ヲ全フスルヲ得ンヤト、夫レ或ハ然ラン、

然レドモ如斯論難ハ所謂皮相ノ見ニシテ、未ダ以テ独立自治ノ難キヲ証スルニ足ラザルナリ、町村制第十一条成文ニ抛ルバ、人口千五百未満町村ノ議員選出ハ人員八名トアリ、之ヲ以テ立法ノ精神ヲ深与スレバ、仮令小村ニシテ人口千五百以下ト雖モ、前述ノ如キ特殊ノ事情アリテ結局民情和合セズ、隣保團結スル能ハザルモノハ、却テ従来ノ区域ノ儘ニ存シ置キ、旧慣ヲ破ラザルノ法意ニ外ナラズ、即チ十王ノ如キハ徹頭徹尾共同一致スル能ハザレバ、断然白鷹村ヨリ分離シテ独立致度候間、閣下幸ニ微意アル所ヲ洞察シ、速カニ分離ノ明断ヲ下シ、十王村民ノ不幸ヲ救ハン事ヲ切ニ奉請願候

頓首敬白

〔十王村  
文書〕

文中「特殊ノ事情アリテ」は、即ち前述の入会権紛争をさしている。この控書に年月日はないが、県の認可となつて、分村独立の第一歩を踏むのは、明治二十五年九月のことである。